

投資信託説明書
(請求目論見書)
使用開始日:2025年10月28日

三井住友・ ライフビュー・バランスファンド 70(積極型)

追加型投信／内外／資産複合

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月27日に関東財務局長に提出しており、2025年10月28日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 萩原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さんに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものであります。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

以下「当ファンド」といいます。また、「70（積極型）」という略称でいいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「LV70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.43%（税抜き 1.3%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年10月28日から2026年4月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。なお、委託会社においても申込みを取り扱いますので、委託会社は販売会社としての役割も有します。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- イ 申込証拠金
ありません。
- ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用
ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、国内株式マザーファンド（D号）、外国株式マザーファンド（D号）、国内債券マザーファンド（D号）および外国債券マザーファンド（A号）（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、主として国内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券				
一般	年6回（隔月）	欧州	ファミリーファンド	あり
公債				
社債	年12回（毎月）	アジア		
その他債券				
クレジット属性	日々	オセアニア		

() 不動産投信 その他資産 (投資信託証券（資 産複合（株式、債 券）資産配分固定 型）) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
---	------------	----------------------------------	--------------	----

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投

資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
 - ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回 (隔月) … 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回 (毎月) … 目論見書または投資信託約款において、年12回 (毎月) 決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンドにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOP IX
- ③その他の指数…上記指標にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

- 2001年1月31日 信託契約締結、設定、運用開始。
(設定時の委託会社は三井海上アセットマネジメント株式会社)
- 2002年12月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「ライフビュー・バランスファンド 70（積極型）」から「三井住友・ライフビュー・バランスファンド 70（積極型）」に名称を変更。
- 2011年4月28日 投資対象とするマザーファンドの一部の入替えを実施（「外国債券マザーファンド（D号）」から「外国債券マザーファンド（A号）」に変更）。

（3）【ファンドの仕組み】

- イ 当ファンドの関係法人とその役割
- (イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

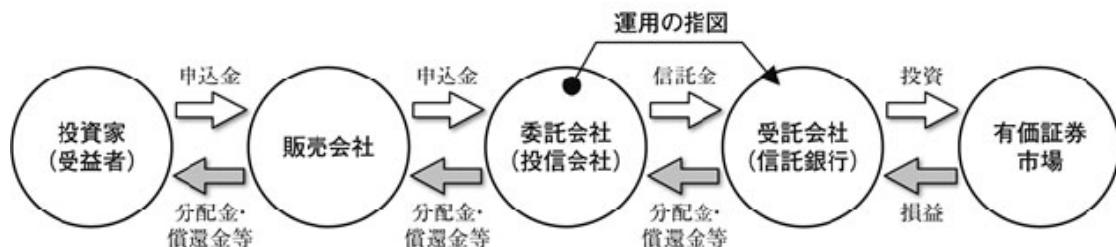
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

※委託会社は販売会社としての役割も有します。

運営の仕組み



□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2025年8月29日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

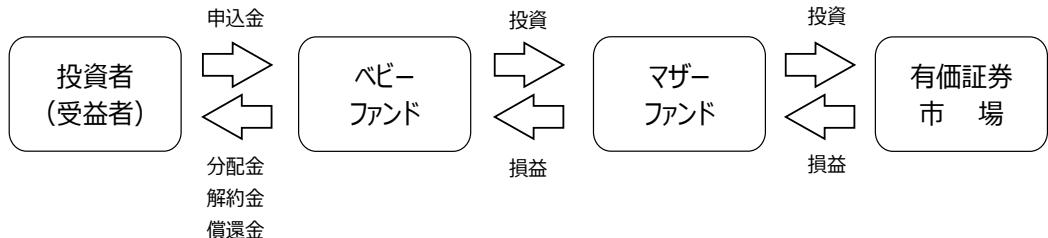
（2025年8月29日現在）

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4

三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0
--------------	-------------------	---------	-----

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

「(1) 投資方針」には、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、基本資産配分比率が異なる「三井住友・ライフビュー・バランスファンド 30 (安定型) (以下、「30 (安定型)」ということがあります。)」および「三井住友・ライフビュー・バランスファンド 50 (標準型) (以下、「50 (標準型)」ということがあります。)」の情報を合わせて説明している部分があります。

イ 基本方針

当ファンドは、下記の1～4のマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主として内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の成長を目指した運用を行います（このほか内外の株式および公社債に直接投資することもできます。）。

1. 国内株式マザーファンド (D号) (主として国内の株式に投資)
2. 外国株式マザーファンド (D号) (主として外国の株式に投資)
3. 国内債券マザーファンド (D号) (主として国内の公社債に投資)
4. 外国債券マザーファンド (A号) (主として外国の公社債に投資)

なお、以下の記載において、上記マザーファンドをそれぞれ国内株式マザー、外国株式マザー、国内債券マザー、外国債券マザーと略する場合があります。

ロ 投資態度

以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンド受益証券および短期金融資産等に投資を行います。

国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期金融資産
40%	30%	15%	10%	5%

- ※ 原則として上記の基本資産配分±5%の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、上記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。ただし国内株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する国内株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。このほか、急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が5%を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分±5%の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。
- ※ 資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの特色

1

主として内外の株式および公社債に投資を行うことにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指した運用を行います。

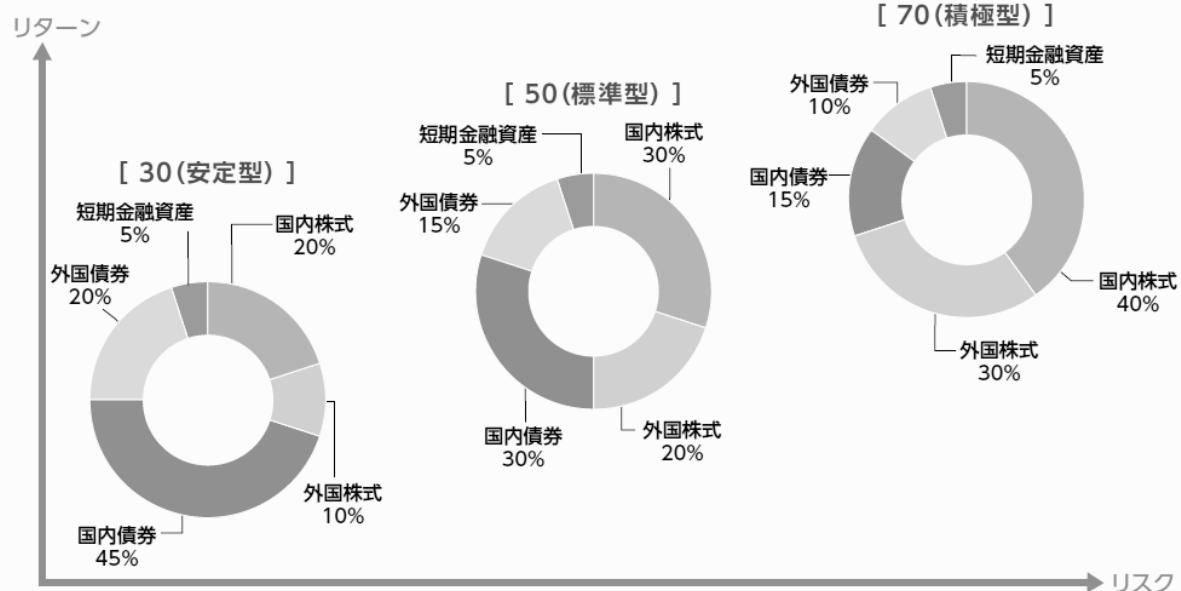
2

以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンドおよび短期金融資産等に投資を行います。

- 信託期間中は、原則として下記の基本資産配分±5%の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、下記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。
- 急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が5%を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分±5%の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。

[各ファンドの基本資産配分比率]

□ ファンドの運用(各マザーファンドへの資産配分および調整)は、運用部 マルチアセットグループが行います。



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

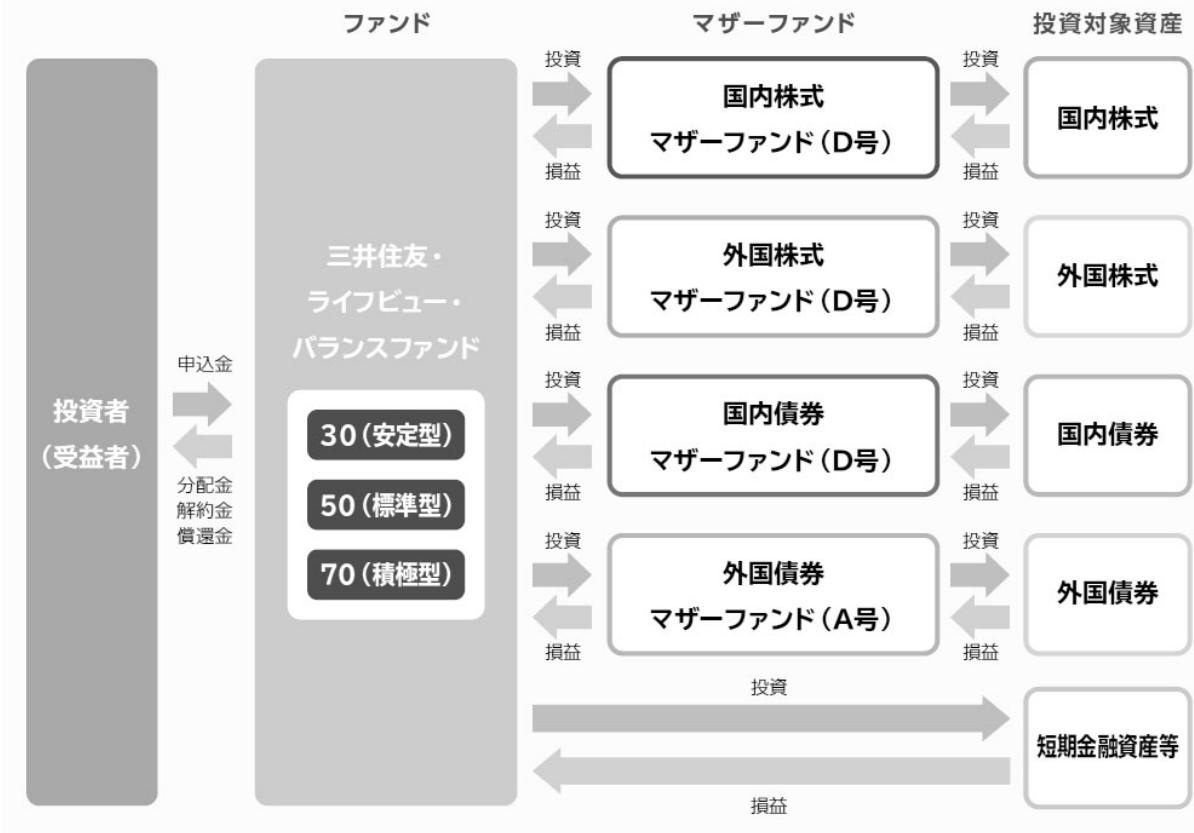
※上記の運用担当部署は2025年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、内外の株式および公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

□短期金融資産等には直接投資します。また、内外の株式および公社債に直接投資することもできます。



各マザーファンドの投資方針等

国内株式マザーファンド(D号)

- TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- 投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。
 - a.まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。
 - b.さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
 - c.具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。
- 上記により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

外国株式マザーファンド(D号)

- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- MSCIコクサイ・インデックス構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資します。
- 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。

国内債券マザーファンド(D号)

- NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
- 投資対象は、原則としてA格相当(格付けは原則として主要格付機関から取得します。)以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。

外国債券マザーファンド(A号)

- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
 - 投資対象は欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格相当未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
 - 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
 - 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- ※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。



デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



指数の著作権など

- TOPIX(東証株価指数)は株式会社JPX総研、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指標です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指標を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成績等に関して一切責任を負いません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

- (ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンド受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。

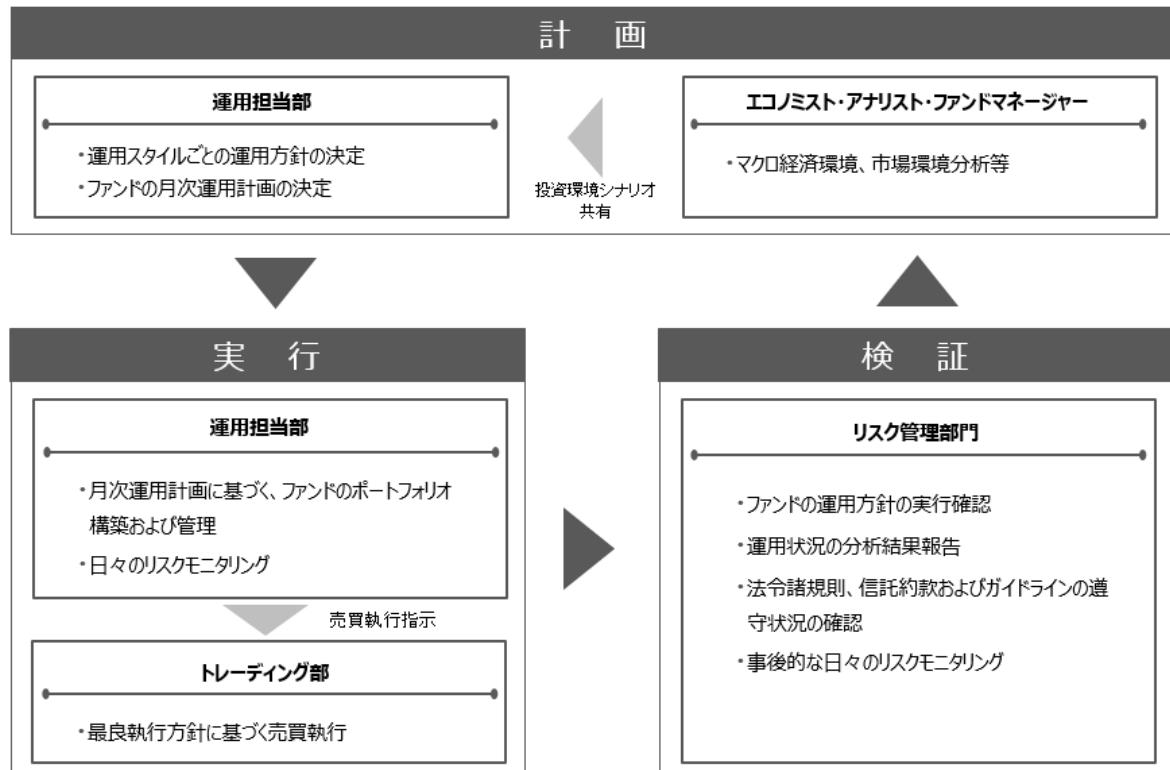
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形書引（市場において売買される手形）
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事

務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎年1月30日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「(1) 投資方針」と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

(5) 【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものといいます（以下同じ。）。
- ロ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ハ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ニ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ヘ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

II ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、日本の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の空売りの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 公社債の空売りの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 公社債の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 公社債の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ) 資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に

かかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）
委託会社は、信託財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号の 2）
委託会社は、運用財産に關し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（国内株式マザーファンド（D号））

（1）投資方針等

イ 基本方針

日本の取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- （イ）TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

※ 「TOPIX（東証株価指数、配当込み）」は、株式会社JPX 総研または株式会社JPX 総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）が算出、公表している日本の代表的な株価指数です。インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する同社に帰属します。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

- （ロ）投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。

1. まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。
2. さらにアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
3. 具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。

- （ハ）上記（ロ）により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。

- （ニ）株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

※ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

（2）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 （2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第22号）に掲げるものに投資します。

ただし、第14号に掲げる投資法人債券を除きます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ニ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国株式マザーファンド (D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

※ MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する同社に帰属します。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

(ロ) MSCIコクサイ・インデックス構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資することにより、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

(ハ) 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配について、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。

(ニ) 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

※ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第22号）に掲げるものに投資します。

ただし、第14号に掲げる投資法人債券を除きます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
 - (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (二) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(国内債券マザーファンド (D号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

国内の公社債を主要投資対象とし、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
※ NOMURA-BPI（総合）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指標です。インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指標を公表および許諾する同社に帰属します。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。
 - (ロ) デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
 - (ハ) 投資対象は、原則としてA格相当（格付けは原則として、S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付けを有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。
- (二) 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
※ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となつた場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第1号から第22号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファン

ドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ハ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ニ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国債券マザーファンド（A号）)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
※ ベンチマークの指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する同社に帰属します。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。
- (ロ) 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付けを取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付けの公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組み入れることもあります。
- (ハ) 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。
また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- (ニ) 原則として対円での為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- (ホ) 債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファ

ンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ただし、第8号の証券および第9号の証券については株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、第1号から第6号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といへ、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかつたり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市

場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ロ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

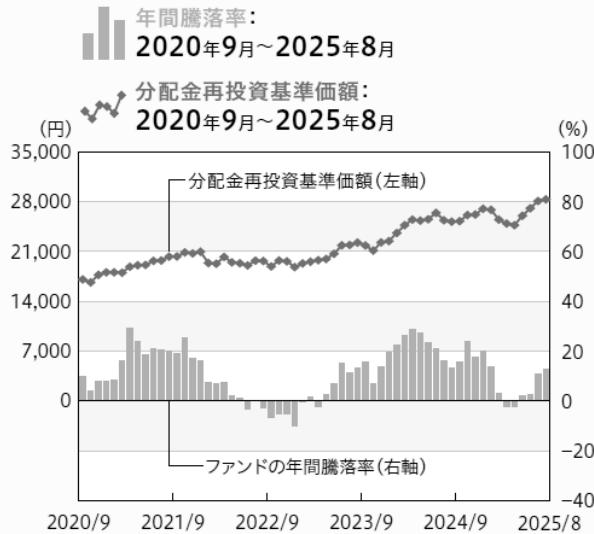
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

[ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

□70(積極型)

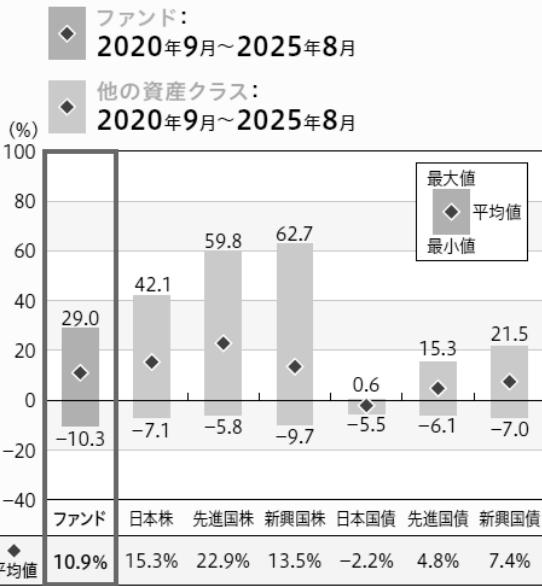


※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

[ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



各資産クラスの指數

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み)	株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指數で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した指數で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した指數で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指數で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指數で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P. Morganが算出、公表する指數で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指數は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指數に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指數の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.43%（税抜き 1.3%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 1.43%（税抜き 1.3%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.6%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年 0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年 0.1%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社が販売会社として募集の取扱い等をした部分については、販売会社配分相当額も委託会社が收受します。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載

することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

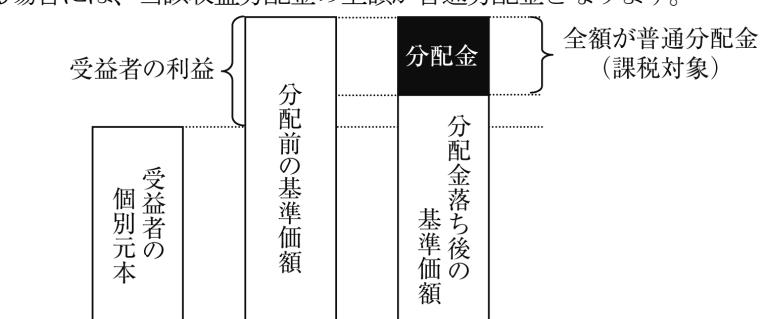
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

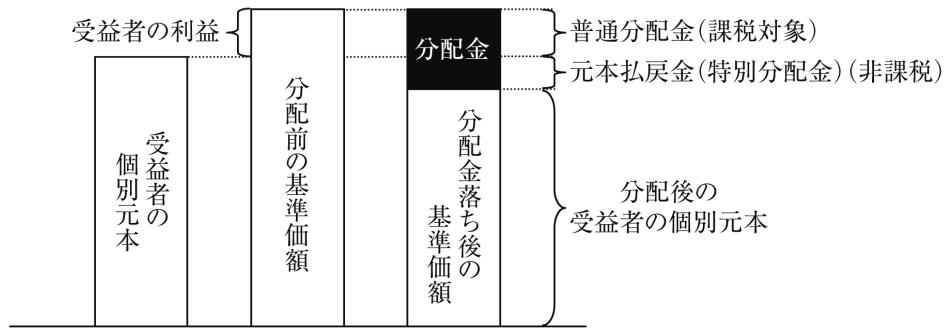
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315% および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年8月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年1月31日～2025年1月30日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
30(安定型)	1.02%	0.99%	0.03%
50(標準型)	1.26%	1.21%	0.05%
70(積極型)	1.49%	1.43%	0.06%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

※上記の「(参考情報) 総経費率」は、当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、基本資産配分比率が異なる「30(安定型)」および「50(標準型)」の情報を合わせて説明しています。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

2025年8月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	5,858,361,537	95.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	246,159,120	4.03
合計（純資産総額）		6,104,520,657	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

イ 主要投資銘柄

2025年8月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザーフ ンド（D号）	677,487,416	3.2546	2,204,967,013	3.7151	2,516,933,499	41.23
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザーフ ンド（D号）	285,870,441	6.2352	1,782,464,000	6.4951	1,856,757,101	30.42
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザーフ ンド（D号）	705,641,879	1.3118	925,645,050	1.2718	897,435,341	14.70
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザーフ ンド（A号）	165,633,101	3.4886	577,825,487	3.5454	587,235,596	9.62

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	95.97
合 計	95.97

②【投資不動産物件】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15期 (2016年2月1日)	1,888,537,022	1,888,537,022	13,230	13,230
第16期 (2017年1月30日)	2,106,815,372	2,106,815,372	13,784	13,784
第17期 (2018年1月30日)	2,795,895,395	2,795,895,395	16,741	16,741
第18期 (2019年1月30日)	2,692,658,539	2,692,658,539	14,675	14,675
第19期 (2020年1月30日)	3,123,578,984	3,123,578,984	16,558	16,558
第20期 (2021年2月1日)	3,448,592,471	3,448,592,471	18,049	18,049
第21期 (2022年1月31日)	3,938,577,567	3,938,577,567	19,328	19,328
第22期 (2023年1月30日)	4,089,802,030	4,089,802,030	19,360	19,360
第23期 (2024年1月30日)	5,061,353,415	5,061,353,415	23,477	23,477
第24期 (2025年1月30日)	5,830,438,228	5,830,438,228	26,765	26,765
2024年8月末日	5,453,054,087	-	25,148	-
9月末日	5,457,944,517	-	25,213	-
10月末日	5,653,607,406	-	26,075	-
11月末日	5,670,911,197	-	26,144	-
12月末日	5,867,297,700	-	26,958	-
2025年1月末日	5,843,454,905	-	26,817	-
2月末日	5,566,706,738	-	25,432	-
3月末日	5,467,941,676	-	24,888	-
4月末日	5,385,474,659	-	24,666	-
5月末日	5,671,657,184	-	25,977	-

6月末日	5,861,187,677	-	27,022	-
7月末日	6,058,283,796	-	28,060	-
8月末日	6,104,520,657	-	28,287	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第15期	2015年1月31日～2016年2月1日	0
第16期	2016年2月2日～2017年1月30日	0
第17期	2017年1月31日～2018年1月30日	0
第18期	2018年1月31日～2019年1月30日	0
第19期	2019年1月31日～2020年1月30日	0
第20期	2020年1月31日～2021年2月1日	0
第21期	2021年2月2日～2022年1月31日	0
第22期	2022年2月1日～2023年1月30日	0
第23期	2023年1月31日～2024年1月30日	0
第24期	2024年1月31日～2025年1月30日	0

③【収益率の推移】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

	収益率（%）
第15期	3.6
第16期	4.2
第17期	21.5
第18期	△12.3
第19期	12.8
第20期	9.0
第21期	7.1
第22期	0.2
第23期	21.3
第24期	14.0
第25期（中間期）	4.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものといいます。

(4)【設定及び解約の実績】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第15期	329,402,782	222,726,862
第16期	283,566,757	182,561,400
第17期	356,378,464	214,776,437
第18期	343,818,966	179,071,986
第19期	283,760,729	232,075,017
第20期	372,777,124	348,598,573
第21期	392,899,091	265,818,178
第22期	324,307,819	249,508,730
第23期	344,654,572	301,303,385
第24期	354,267,205	331,802,693
第25期（中間期）	142,664,891	161,957,444

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（1）投資状況

国内株式マザーファンド（D号）

2025年8月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	12,443,022,700	97.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	353,304,663	2.76
合計（純資産総額）		12,796,327,363	100.00

外国株式マザーファンド（D号）

2025年8月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,786,440,494	76.51
	フランス	183,583,427	5.04
	スイス	158,550,285	4.35
	イギリス	150,021,944	4.12
	アイルランド	109,491,451	3.01
	オランダ	105,102,310	2.89
	ドイツ	41,146,853	1.13
	ルクセンブルグ	38,399,598	1.05
	香港	27,415,839	0.75
	小計	3,600,152,201	98.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	41,846,326	1.15
合計（純資産総額）		3,641,998,527	100.00

国内債券マザーファンド（D号）

2025年8月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	3,757,792,130	83.88
地方債証券	日本	488,934,790	10.91
特殊債券	日本	99,012,700	2.21
社債券	日本	78,505,120	1.75
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	55,564,075	1.25
合計（純資産総額）		4,479,808,815	100.00

外国債券マザーファンド（A号）

2025年8月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	3,603,478,117	38.92
	スペイン	1,249,180,435	13.49
	中国	926,698,033	10.01
	フランス	729,059,798	7.87
	ドイツ	540,517,404	5.84
	イギリス	506,604,300	5.47
	イタリア	262,160,723	2.83
	カナダ	206,638,923	2.23
	メキシコ	136,160,684	1.47
	シンガポール	98,105,252	1.06
	ベルギー	69,937,417	0.76
	ポーランド	65,585,780	0.71
	オーストラリア	64,671,112	0.70
	ニュージーランド	40,423,205	0.44
	デンマーク	23,487,334	0.25
	アイルランド	19,963,017	0.22
	スウェーデン	15,632,904	0.17
	イスラエル	13,459,896	0.15
	ノルウェー	12,585,369	0.14
	小計	8,584,349,703	92.71
地方債証券	カナダ	38,613,087	0.42
社債券	日本	300,372,479	3.24
	オランダ	95,762,737	1.03
	小計	396,135,216	4.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	240,043,463	2.59

合計 (純資産総額)	9,259,141,469	100.00
------------	---------------	--------

その他以下の取引を行っております。

種類	賃建／ 売建	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	賃建	-	4,096,402,698	44.24
為替予約取引	売建	-	4,049,398,312	△43.73

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド (D号)

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2025年8月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	272,300	1,619.03	440,861,848	2,259.00	615,125,700	4.81
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	181,900	2,646.06	481,318,138	2,873.00	522,598,700	4.08
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	85,800	3,549.00	304,504,599	4,895.00	419,991,000	3.28
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	101,700	3,046.12	309,790,520	4,083.00	415,241,100	3.25
日本	株式	三菱重工業	機械	110,500	2,379.22	262,903,912	3,753.00	414,706,500	3.24
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	24,400	9,714.62	237,036,642	16,230.00	396,012,000	3.09
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	59,900	5,277.36	316,113,647	6,401.00	383,419,900	3.00
日本	株式	日本電気	電気機器	73,100	2,982.27	218,003,964	4,537.00	331,654,700	2.59
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	22,400	6,010.21	134,628,639	12,770.00	286,048,000	2.24
日本	株式	アシックス	その他製品	70,500	2,849.50	200,889,727	3,999.00	281,929,500	2.20
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	31,400	7,264.19	228,095,580	8,397.00	263,665,800	2.06
日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	51,400	4,242.69	218,074,211	5,095.00	261,883,000	2.05
日本	株式	東京応化工業	化学	53,200	3,448.84	183,478,321	4,751.00	252,753,200	1.98
日本	株式	サンリオ	卸売業	31,500	6,593.91	207,708,156	7,711.00	242,896,500	1.90
日本	株式	鹿島建設	建設業	54,600	3,205.65	175,028,345	4,405.00	240,513,000	1.88
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	27,300	8,868.37	242,106,422	8,579.00	234,206,700	1.83
日本	株式	パルグループホールディングス	小売業	43,200	2,779.45	120,072,352	5,140.00	222,048,000	1.74
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	175,000	1,028.27	179,948,111	1,226.50	214,637,500	1.68
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	18,000	8,144.79	146,606,236	11,675.00	210,150,000	1.64
日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	5,100	33,280.62	169,731,141	40,690.00	207,519,000	1.62

日本	株式	スズキ	輸送用機器	102,800	1,637.45	168,329,864	1,971.00	202,618,800	1.58
日本	株式	富士通	電気機器	56,000	2,990.56	167,471,439	3,576.00	200,256,000	1.56
日本	株式	三菱商事	卸売業	59,200	2,670.74	158,107,962	3,354.00	198,556,800	1.55
日本	株式	良品計画	小売業	60,900	1,981.55	120,676,689	3,188.00	194,149,200	1.52
日本	株式	オービックビジネスコンサルタント	情報・通信業	20,800	7,598.66	158,052,174	8,562.00	178,089,600	1.39
日本	株式	FOOD & LIFE COMPANIES	小売業	20,300	5,281.92	107,223,025	8,527.00	173,098,100	1.35
日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	18,400	7,262.07	133,622,129	9,374.00	172,481,600	1.35
日本	株式	日立製作所	電気機器	38,800	3,850.30	149,391,634	4,049.00	157,101,200	1.23
日本	株式	セーレン	繊維製品	50,300	2,643.80	132,982,996	3,035.00	152,660,500	1.19
日本	株式	イビデン	電気機器	20,700	5,660.21	117,166,434	7,242.00	149,909,400	1.17

□ 種類別・業種別投資比率

2025年8月29日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.15
	建設業	3.10
	食料品	0.72
	繊維製品	1.35
	パルプ・紙	0.16
	化学	4.84
	医薬品	1.07
	ガラス・土石製品	3.17
	非鉄金属	4.39
	機械	7.65
	電気機器	14.69
	輸送用機器	7.55
	精密機器	0.45
	その他製品	6.22
	情報・通信業	10.93
	卸売業	5.69
	小売業	6.14
	銀行業	8.66
	証券、商品先物取引業	0.17
	保険業	4.67
その他金融業	0.28	
不動産業	0.45	
サービス業	4.75	
合 計	97.24	

外国株式マザーファンド（D号）

イ 主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2025 年 8 月 29 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	11,976	17,133.46	205,190,274	26,470.58	317,011,622	8.70
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	6,344	22,301.97	141,483,695	31,094.15	197,261,279	5.42
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,974	61,815.91	122,024,613	74,876.31	147,805,833	4.06
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	933	77,674.68	72,470,480	110,353.08	102,959,424	2.83
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2,124	28,785.51	61,140,414	45,346.86	96,316,726	2.64
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	784	132,419.07	103,816,554	107,539.56	84,311,017	2.31
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	768	66,176.11	50,823,253	89,940.02	69,073,932	1.90
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	474	128,543.57	60,929,650	136,429.91	64,667,778	1.78
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1,710	38,217.32	65,351,620	36,643.14	62,659,767	1.72
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	71	572,242.06	40,629,186	830,390.37	58,957,716	1.62
アイルランド	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	907	52,054.99	47,213,874	62,367.54	56,567,358	1.55
アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3,435	9,404.77	32,305,382	16,446.22	56,492,782	1.55
アメリカ	株式	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	金融サービス	6,124	4,976.18	30,474,134	9,223.64	56,485,556	1.55
フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	1,135	34,230.27	38,851,353	49,349.07	56,011,189	1.54
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サ	561	94,200.86	52,846,681	98,171.94	55,074,460	1.51

			サービス						
イス	株式	GALDERMA GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,073	15,694.96	32,535,661	25,609.96	53,089,451	1.46
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	5,896	7,200.98	42,456,956	8,521.36	50,241,938	1.38
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,133	30,845.25	34,947,672	44,233.20	50,116,220	1.38
オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	14,116	2,789.67	39,378,935	3,528.85	49,813,283	1.37
アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,466	12,574.11	31,007,755	20,014.91	49,356,772	1.36
アメリカ	株式	PARKER HANNIFIN CORP	資本財	417	86,250.24	35,966,350	112,664.13	46,980,943	1.29
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	金融サービス	975	37,549.70	36,610,955	48,041.37	46,840,336	1.29
アメリカ	株式	ARES MANAGEMENT CORP - A	金融サービス	1,764	20,942.44	36,942,459	26,485.27	46,720,013	1.28
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	1,311	26,871.53	35,228,581	35,307.81	46,288,544	1.27
アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融サービス	2,463	17,081.89	42,072,706	18,226.90	44,892,842	1.23
アメリカ	株式	TKO GROUP HOLDINGS INC	メディア・娯楽	1,605	24,197.92	38,837,657	27,935.37	44,836,266	1.23
アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	金融サービス	538	75,566.78	40,654,928	80,446.05	43,279,972	1.19
イギリス	株式	COMPASS GROUP PLC	消費者サービス	8,352	4,963.48	41,454,964	5,033.20	42,037,279	1.15
イス	株式	LONZA GROUP AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	396	99,653.73	39,462,875	104,345.02	41,320,629	1.13
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	781	43,555.74	34,017,035	52,206.55	40,773,317	1.12

□ 種類別・業種別投資比率

2025年8月29日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	2.44
	素材	2.03

資本財	11.63
商業・専門サービス	2.08
自動車・自動車部品	0.83
消費者サービス	3.86
一般消費財・サービス流通・小売り	0.66
食品・飲料・タバコ	1.93
家庭用品・パーソナル用品	0.92
ヘルスケア機器・サービス	3.05
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.33
銀行	3.73
金融サービス	10.67
保険	1.62
ソフトウェア・サービス	14.03
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.23
半導体・半導体製造装置	12.19
電気通信サービス	0.59
公益事業	1.30
メディア・娯楽	12.72
合 計	98.85

国内債券マザーファンド (D号)

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2025 年 8 月 29 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	4 7 5 2 年国債	400,000,000	100.16	400,648,350	100.08	400,336,000	0.900	2027/08/01	8.94
日本	国債証券	4 7 4 2 年国債	322,000,000	99.88	321,616,310	99.74	321,156,360	0.700	2027/07/01	7.17
日本	国債証券	1 7 8 5 年国債	224,000,000	100.03	224,078,300	99.46	222,788,160	1.000	2030/03/20	4.97
日本	国債証券	3 6 8 1 0年国債	215,000,000	92.49	198,862,250	92.48	198,823,400	0.200	2032/09/20	4.44
日本	国債証券	1 5 6 5 年国債	166,000,000	99.28	164,808,200	98.47	163,453,560	0.200	2027/12/20	3.65
日本	国債証券	1 6 7 5 年国債	145,000,000	99.64	144,478,000	97.84	141,872,350	0.400	2029/03/20	3.17
日本	国債証券	1 4 9 2 0年国債	127,000,000	105.91	134,504,430	100.04	127,048,260	1.500	2034/06/20	2.84
日本	地方債証券	2 5 - 5 愛知県 1 5 年	120,000,000	103.07	123,685,920	100.82	120,984,600	1.339	2028/06/19	2.70
日本	国債証券	3 7 9 1 0年国債	108,000,000	99.19	107,129,030	99.15	107,084,160	1.500	2035/06/20	2.39

日本	特殊債券	1 9 9 住 宅支援機構	100,000,000	99.17	99,169,700	99.01	99,012,700	0.200	2027/01/20	2.21
日本	地方債 証券	3 0 - 1 0 静岡県公債	100,000,000	98.95	98,952,400	97.55	97,545,100	0.264	2028/09/20	2.18
日本	国債証券	3 7 2 1 0年国債	87,000,000	96.70	84,131,850	95.31	82,922,310	0.800	2033/09/20	1.85
日本	国債証券	1 4 0 2 0年国債	77,000,000	108.07	83,210,380	102.55	78,963,500	1.700	2032/09/20	1.76
日本	社債券	1 0 7 中 日本高速道	80,000,000	100.40	80,317,600	98.13	78,505,120	0.749	2029/07/25	1.75
日本	国債証券	3 7 3 1 0年国債	82,000,000	98.19	80,514,980	93.43	76,608,500	0.600	2033/12/20	1.71
日本	地方債 証券	2 - 3 大 阪市5年	70,000,000	99.68	69,775,230	99.97	69,980,470	0.020	2025/09/11	1.56
日本	国債証券	3 5 7 1 0年国債	73,000,000	97.90	71,464,080	95.83	69,958,090	0.100	2029/12/20	1.56
日本	地方債 証券	2 8 - 4 広島県公債	70,000,000	99.10	69,367,900	99.00	69,302,100	0.060	2026/11/25	1.55
日本	国債証券	6 7 3 0 年国債	110,000,000	72.28	79,505,900	59.26	65,181,600	0.600	2050/06/20	1.46
日本	国債証券	3 5 9 1 0年国債	67,000,000	97.67	65,438,900	95.14	63,741,790	0.100	2030/06/20	1.42
日本	地方債 証券	1 0 埼玉 県20年	60,000,000	108.01	64,805,280	103.33	61,999,140	1.940	2030/11/12	1.38
日本	国債証券	1 5 0 2 0年国債	55,000,000	104.39	57,414,450	98.93	54,409,850	1.400	2034/09/20	1.21
日本	国債証券	1 6 9 2 0年国債	65,000,000	85.80	55,772,600	79.01	51,355,200	0.300	2039/06/20	1.15
日本	国債証券	1 9 0 2 0年国債	56,000,000	98.06	54,913,600	88.90	49,784,560	1.800	2044/09/20	1.11
日本	国債証券	4 7 3 2 年国債	49,000,000	100.15	49,073,500	99.93	48,966,190	0.800	2027/06/01	1.09
日本	国債証券	3 7 7 1 0年国債	50,000,000	97.44	48,717,660	96.96	48,478,500	1.200	2034/12/20	1.08
日本	国債証券	1 7 3 2 0年国債	61,000,000	85.15	51,940,100	77.78	47,442,750	0.400	2040/06/20	1.06
日本	国債証券	1 7 4 5 年国債	47,000,000	99.88	46,943,600	98.51	46,297,350	0.700	2029/09/20	1.03
日本	国債証券	8 2 3 0 年国債	61,000,000	82.69	50,438,900	75.45	46,026,940	1.800	2054/03/20	1.03
日本	国債証券	1 3 6 2 0年国債	44,000,000	107.19	47,163,600	102.03	44,891,000	1.600	2032/03/20	1.00

□ 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	83.88
地方債証券	10.91

特殊債券	2.21
社債券	1.75
合 計	98.76

外国債券マザーファンド (A号)

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2025 年 8 月 29 日現在

国 ／ 地 域	種 類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	3,620,000	14,498.33	524,839,546	14,531.86	526,053,230	1.625	2026/02/15	5.68
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	3,440,000	14,903.39	512,676,668	15,037.12	517,276,758	4.250	2030/01/31	5.59
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	2,430,000	14,776.13	359,059,918	14,891.08	361,853,161	4.000	2030/03/31	3.91
ス ペ イ ン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,920,000	17,911.76	343,905,719	17,831.34	342,361,665	3.500	2029/05/31	3.70
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	2,060,000	14,955.87	308,090,887	15,221.06	313,553,813	4.500	2031/12/31	3.39
ス ペ イ ン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,570,000	16,871.62	264,884,421	17,015.14	267,137,691	1.500	2027/04/30	2.89
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	2,780,000	9,045.57	251,466,861	9,188.23	255,432,790	1.125	2040/05/15	2.76
ド イ ツ	国 債 証 券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,480,000	17,220.36	254,861,365	17,202.38	254,595,295	3.100	2025/12/12	2.75
イ ギ リ ス	国 債 証 券	UK GILT	1,080,000	19,862.49	214,514,850	19,547.51	211,113,094	4.500	2035/03/07	2.28
フ ラ	国 債	FRANCE OAT.	1,320,000	15,146.12	199,928,738	15,411.72	203,434,751	0.000	2029/11/25	2.20

ン ス	証 券									
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	1,360,000	14,704.97	199,987,545	14,905.77	202,718,452	4.125	2032/02/29	2.19
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	1,270,000	14,696.36	186,643,724	14,763.11	187,491,487	4.250	2035/05/15	2.02
ス ペ イ ン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,110,000	17,042.99	189,177,209	16,197.57	179,793,033	3.450	2043/07/30	1.94
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	1,020,000	14,470.67	147,600,850	14,624.27	149,167,552	4.000	2034/02/15	1.61
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	1,330,000	11,306.96	150,382,610	11,139.47	148,155,009	3.000	2045/11/15	1.60
フ ラ ン ス	国 債 証 券	FRANCE OAT.	870,000	16,116.98	140,217,723	15,931.28	138,602,115	2.000	2032/11/25	1.50
イ タ リ ア	国 債 証 券	BUONI POLIENNALI DEL TES	720,000	17,703.93	127,468,328	17,716.45	127,558,453	3.500	2031/02/15	1.38
ド イ ツ	国 債 証 券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000	16,892.15	118,245,026	16,926.32	118,484,226	2.500	2035/02/15	1.28
ス ペ イ ン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	680,000	17,362.37	118,064,090	17,309.55	117,704,964	3.250	2034/04/30	1.27
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	830,000	14,172.41	117,631,044	14,150.75	117,451,197	4.500	2044/02/15	1.27
ス ペ イ ン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	710,000	15,952.88	113,265,468	16,044.79	113,918,014	1.250	2030/10/31	1.23
ド イ ツ	国 債 証 券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	650,000	17,287.47	112,368,560	17,284.86	112,351,602	2.700	2026/09/17	1.21

中 国	国 債 証 券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,260,000	2,078.92	109,351,209	2,073.73	109,077,960	2.460	2026/02/15	1.18
中 国	国 債 証 券	CHINA GOVERNMENT BOND	4,900,000	2,178.34	106,738,869	2,156.23	105,655,175	2.750	2029/06/15	1.14
フ ラ ン ス	国 債 証 券	FRANCE OAT.	720,000	14,210.58	102,316,149	14,323.40	103,128,505	0.000	2031/11/25	1.11
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	680,000	14,608.11	99,335,139	15,011.26	102,076,548	4.250	2029/06/30	1.10
オ ラ ン ダ	社 債 証 券	JT INTL FIN SERVICES BV	550,000	17,304.58	95,175,195	17,411.41	95,762,737	4.125	2035/06/17	1.03
日 本	社 債 証 券	NTT FINANCE CORP	550,000	17,266.51	94,965,830	17,393.92	95,666,542	3.678	2033/07/16	1.03
ア メ リ カ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	820,000	11,138.89	91,338,871	10,947.16	89,766,680	3.000	2047/05/15	0.97
メ キ シ コ	国 債 証 券	MEX BONOS DESARR FIX RT	12,020,000	708.66	85,180,694	731.59	87,937,207	7.750	2034/11/23	0.95

□ 種類別投資比率

2025年8月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	92.71
地方債証券	0.42
社債券	4.28
合 計	97.41

②投資不動産物件

国内株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（D号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

2025年8月29日現在

種類	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	13,405,000.00	1,935,169,446	1,966,482,662	21.24
	ユーロ	買建	5,632,000.00	948,088,517	965,105,152	10.42
	イギリス・ポンド	買建	2,261,000.00	446,003,733	448,114,822	4.84
	オーストラリア・ドル	買建	3,101,000.00	293,831,917	297,256,896	3.21
	カナダ・ドル	買建	1,833,000.00	194,910,894	195,660,835	2.11
	オフショア・人民元	買建	5,997,000.00	119,764,251	123,647,943	1.34
	メキシコ・ペソ	買建	10,971,000.00	82,574,074	86,171,718	0.93
	イスラエル・シェケル	買建	242,000.00	9,820,941	10,678,225	0.12
	ノルウェー・クローネ	買建	201,000.00	2,811,318	2,928,369	0.03
	スウェーデン・クローナ	買建	23,000.00	341,239	356,076	0.00
	ユーロ	売建	8,748,000.00	1,467,380,727	1,499,066,028	△16.19
	アメリカ・ドル	売建	8,309,000.00	1,200,526,095	1,218,911,180	△13.16
	イギリス・ポンド	売建	2,728,000.00	534,390,645	540,671,046	△5.84
	オーストラリア・ドル	売建	3,418,000.00	321,635,532	327,644,010	△3.54
	カナダ・ドル	売建	2,525,000.00	267,500,960	269,527,336	△2.91
	メキシコ・ペソ	売建	19,182,000.00	149,058,561	150,665,018	△1.63
	シンガポール・ドル	売建	155,000.00	17,157,492	17,745,004	△0.19
	ニュージーランド・ドル	売建	163,000.00	13,954,014	14,077,935	△0.15
	ポーランド・ズロチ	売建	159,000.00	5,987,800	6,383,627	△0.07
	デンマーク・クローネ	売建	205,000.00	4,468,520	4,707,128	△0.05

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

《参考情報》

基準日:2025年8月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

□70(積極型)



決算期	分配金
2025年1月	0円
2024年1月	0円
2023年1月	0円
2022年1月	0円
2021年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

□70(積極型)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	95.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(D号)	41.23
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(D号)	30.42
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(D号)	14.70
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(A号)	9.62

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□国内株式マザーファンド（D号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.76
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.81
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.08
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.28
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.25
日本	株式	三菱重工業	機械	3.24
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.09
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	3.00
日本	株式	日本電気	電気機器	2.59
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	2.24
日本	株式	アシックス	その他製品	2.20

□国外株式マザーファンド（D号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	76.51
	フランス	5.04
	スイス	4.35
	イギリス	4.12
	アイルランド	3.01
	オランダ	2.89
	ドイツ	1.13
	その他	1.81
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.15
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	8.70
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	5.42
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.06
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.83
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.64
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.31
アメリカ	株式	SYNOPSYS INC	ソフトウェア・サービス	1.90
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	1.78
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1.72
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	1.62

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■国内債券マザーファンド（D号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	83.88
地方債証券	日本	10.91
特殊債券	日本	2.21
社債券	日本	1.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.25
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	475 2年国債	0.900	2027/08/01	8.94
日本	国債証券	474 2年国債	0.700	2027/07/01	7.17
日本	国債証券	178 5年国債	1.000	2030/03/20	4.97
日本	国債証券	368 10年国債	0.200	2032/09/20	4.44
日本	国債証券	156 5年国債	0.200	2027/12/20	3.65
日本	国債証券	167 5年国債	0.400	2029/03/20	3.17
日本	国債証券	149 20年国債	1.500	2034/06/20	2.84
日本	地方債証券	25-5 愛知県15年	1.339	2028/06/19	2.70
日本	国債証券	379 10年国債	1.500	2035/06/20	2.39
日本	特殊債券	199 住宅支援機構	0.200	2027/01/20	2.21

■外国債券マザーファンド（A号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	38.92
	スペイン	13.49
	中国	10.01
	フランス	7.87
	ドイツ	5.84
	その他	16.58
社債券	日本・その他	4.28
地方債証券	カナダ	0.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.59
合計(純資産総額)		100.00

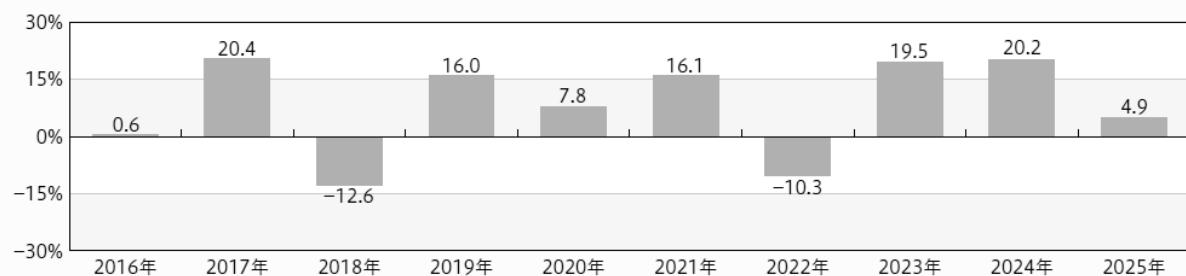
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/02/15	5.68
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2030/01/31	5.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.000	2030/03/31	3.91
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3.500	2029/05/31	3.70
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2031/12/31	3.39
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1.500	2027/04/30	2.89
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2040/05/15	2.76
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3.100	2025/12/12	2.75
イギリス	国債証券	UK GILT	4.500	2035/03/07	2.28
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	0.000	2029/11/25	2.20

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

□70(積極型)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

- （イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。
- （ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを持ち、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。
- （ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- （ニ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、1.43%（税抜き1.3%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該

手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいります（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、国外で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

□ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「LV70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2001年1月31日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年1月31日から翌年1月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を

記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録さ

れている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求することができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。
受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期（2024年1月31日から2025年1月30日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の2024年1月31日から2025年1月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の2025年1月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2024年1月30日現在)	第24期 (2025年1月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,950,018	1,484,240
コール・ローン	253,320,063	300,706,437
親投資信託受益証券	4,837,422,697	5,569,643,621
流動資産合計	5,097,692,778	5,871,834,298
資産合計	5,097,692,778	5,871,834,298
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,363,598	1,091,033
未払受託者報酬	2,603,430	3,089,665
未払委託者報酬	31,241,600	37,076,419
その他未払費用	130,735	138,953
流動負債合計	36,339,363	41,396,070
負債合計	36,339,363	41,396,070
純資産の部		
元本等		
元本	2,155,897,724	2,178,362,236
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,905,455,691	3,652,075,992
（分配準備積立金）	1,568,540,169	1,994,607,114
元本等合計	5,061,353,415	5,830,438,228
純資産合計	5,061,353,415	5,830,438,228
負債純資産合計	5,097,692,778	5,871,834,298

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第23期 自 2023年1月31日 至 2024年1月30日	第24期 自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
営業収益		
受取利息	3,067	371,474
有価証券売買等損益	939,289,590	789,900,924
営業収益合計	939,292,657	790,272,398
営業費用		
支払利息	102,283	3,297
受託者報酬	4,939,919	6,073,713
委託者報酬	59,279,913	72,885,537
その他費用	254,954	273,875
営業費用合計	64,577,069	79,236,422
営業利益又は営業損失（△）	874,715,588	711,035,976
経常利益又は経常損失（△）	874,715,588	711,035,976
当期純利益又は当期純損失（△）	874,715,588	711,035,976
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	53,034,413	61,875,972
期首剩余金又は期首次損金（△）	1,977,255,493	2,905,455,691
剩余金増加額又は欠損金減少額	391,348,405	548,841,475
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	391,348,405	548,841,475
剩余金減少額又は欠損金増加額	284,829,382	451,381,178
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	284,829,382	451,381,178
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	2,905,455,691	3,652,075,992

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第24期 自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23期 (2024年1月30日現在)	第24期 (2025年1月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,155,897,724 口	2,178,362,236 口
2. 1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2,3477 円 (1万口当たりの純資産額 23,477 円)	1 口当たり純資産額 2,6765 円 (1万口当たりの純資産額 26,765 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2023年1月31日 至 2024年1月30日	第24期 自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (57,689,914 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (763,991,261 円)、収益調整金 (1,947,880,822 円)、および分配準備積立金 (746,858,994 円) より、分配対象収益は 3,516,420,991 円 (1万口当たり 16,310.70 円) であります。分配を行ってお	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (66,513,247 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (582,646,757 円)、収益調整金 (2,208,520,306 円)、および分配準備積立金 (1,345,447,110 円) より、分配対象収益は 4,203,127,420 円 (1万口当たり 19,294.90 円) であります。分配を行ってお

りません。

りません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第24期 自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ</p>

	は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 24 期 (2025 年 1 月 30 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 23 期（自 2023 年 1 月 31 日 至 2024 年 1 月 30 日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	891,642,723 円
合計	891,642,723 円

第 24 期（自 2024 年 1 月 31 日 至 2025 年 1 月 30 日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	736,766,654 円
合計	736,766,654 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 24 期 自 2024 年 1 月 31 日 至 2025 年 1 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第23期 (2024年1月30日現在)	第24期 (2025年1月30日現在)
期首元本額	2,112,546,537円	2,155,897,724円
期中追加設定元本額	344,654,572円	354,267,205円
期中一部解約元本額	301,303,385円	331,802,693円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（D号）	726,320,143	2,365,915,233	
	外国株式マザーファンド（D号）	277,414,658	1,741,137,618	
	国内債券マザーファンド（D号）	667,810,591	878,571,613	
	外国債券マザーファンド（A号）	167,316,762	584,019,157	
	親投資信託受益証券 小計		5,569,643,621	
合計			5,569,643,621	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）は、「国内株式マザーファンド（D号）」、「外国株式マザーファンド（D号）」、「国内債券マザーファンド（D号）」および「外国債券マザーファンド（A号）」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（D号）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年1月30日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	1,343,196
コール・ローン	272,130,965
株式	11,861,976,670
未収入金	133,647,666
未収配当金	8,637,254
流動資産合計	12,277,735,751
資産合計	12,277,735,751

負債の部

流動負債

未払金	142,412,746
未払解約金	4,717,912
流動負債合計	147,130,658
負債合計	147,130,658

純資産の部

元本等

元本	3,723,980,726
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,406,624,367
元本等合計	12,130,605,093
純資産合計	12,130,605,093
負債純資産合計	12,277,735,751

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

<p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年1月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,723,980,726 口
2. 1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3,2574 円 (1万口当たりの純資産額 32,574 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門

体制	<p>から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
----	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年1月31日
至 2025年1月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年1月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,048,943,691 円
同期中における追加設定元本額	276,099,741 円
同期中における一部解約元本額	601,062,706 円
2025年1月30日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	376,765,665 円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	966,792,686 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30 (安定型)	190,544,844 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50 (標準型)	637,500,852 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70 (積極型)	726,320,143 円
SMAM・国内株式グロースファンド (ベータニュートラル型) <適格機関投資家限定	
>	826,056,536 円
合 計	3,723,980,726 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

(単位: 円)

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
住友林業	9,600	5,356.000	51,417,600	
九電工	14,900	5,395.000	80,385,500	
ライフドリンク カンパニー	93,800	2,206.000	206,922,800	
味の素	6,100	6,270.000	38,247,000	
ニチレイ	5,100	3,979.000	20,292,900	
東洋水産	4,600	10,525.000	48,415,000	
グンゼ	3,600	5,270.000	18,972,000	
セーレン	56,400	2,697.000	152,110,800	
レンゴー	13,600	874.000	11,886,400	
レゾナック・ホールディングス	10,500	3,760.000	39,480,000	
大阪ソーダ	46,700	1,694.000	79,109,800	
信越化学工業	17,900	4,900.000	87,710,000	
東京応化工業	13,000	3,514.000	45,682,000	
住友ベークライト	2,000	3,737.000	7,474,000	
アイカ工業	18,000	3,245.000	58,410,000	

トリケミカル研究所	11,100	3,280,000	36,408,000
富士フィルムホールディングス	18,000	3,435,000	61,830,000
デクセリアルズ	28,700	2,051,500	58,878,050
中外製薬	16,100	6,366,000	102,492,600
第一三共	65,200	4,412,000	287,662,400
日東紡績	16,800	5,510,000	92,568,000
MARUWA	4,700	38,820,000	182,454,000
ニチアス	30,500	5,030,000	153,415,000
古河電気工業	7,800	7,015,000	54,717,000
フジクラ	20,900	6,043,000	126,298,700
SWCC	10,600	7,410,000	78,546,000
日本製鋼所	8,400	5,382,000	45,208,800
ディスコ	3,000	45,880,000	137,640,000
荏原製作所	11,500	2,577,000	29,635,500
ダイキン工業	300	18,345,000	5,503,500
栗田工業	4,700	5,429,000	25,516,300
フジテック	8,300	5,908,000	49,036,400
CKD	800	2,509,000	2,007,200
竹内製作所	14,200	5,480,000	77,816,000
アマノ	7,400	4,139,000	30,628,600
ホシザキ	22,700	5,798,000	131,614,600
三菱重工業	112,500	2,232,500	251,156,250
日立製作所	79,900	3,771,000	301,302,900
富士電機	3,900	7,719,000	30,104,100
シンフォニア テクノロジー	4,700	7,040,000	33,088,000
JVCケンウッド	60,100	1,822,500	109,532,250
日本電気	14,100	13,115,000	184,921,500
ソニーグループ	156,600	3,452,000	540,583,200
TDK	70,600	1,961,500	138,481,900
マイコー	16,200	8,930,000	144,666,000
アドバンテスト	5,300	8,792,000	46,597,600
キーエンス	900	67,030,000	60,327,000
日本セラミック	8,100	2,462,000	19,942,200
東京エレクトロン	6,800	25,360,000	172,448,000
デンソー	73,000	2,197,000	160,381,000
トヨタ自動車	180,500	2,949,000	532,294,500
スズキ	108,500	1,872,000	203,112,000
テルモ	51,500	3,041,000	156,611,500
理研計器	700	3,140,000	2,198,000
HOYA	500	20,985,000	10,492,500
トランザクション	28,100	1,970,000	55,357,000
前田工織	62,200	1,921,000	119,486,200
バンダイナムコホールディングス	61,800	3,871,000	239,227,800
タカラトミー	52,200	4,741,000	247,480,200

T O P P A N ホールディングス	33,100	4,390,000	145,309,000
アシックス	75,200	3,571,000	268,539,200
イトーキ	1,400	1,637,000	2,291,800
オカムラ	2,800	1,994,000	5,583,200
美津濃	600	8,780,000	5,268,000
エムアップホールディングス	41,600	1,621,000	67,433,600
テクマトリックス	22,000	2,509,000	55,198,000
インターネットイニシアティブ	37,800	2,896,500	109,487,700
シンプレクス・ホールディングス	4,700	2,468,000	11,599,600
オービックビジネスコンサルタント	23,200	8,070,000	187,224,000
B I P R O G Y	7,400	4,745,000	35,113,000
日本電信電話	389,200	153,100	59,586,520
東宝	27,000	7,069,000	190,863,000
N T T データグループ	11,800	2,965,500	34,992,900
ソフトバンクグループ	14,100	9,299,000	131,115,900
シップヘルスケアホールディングス	14,800	2,152,500	31,857,000
伊藤忠商事	52,200	7,181,000	374,848,200
サンリオ	44,200	5,880,000	259,896,000
インターメスティック	13,900	2,428,000	33,749,200
エービーシー・マート	63,000	3,264,000	205,632,000
パルグループホールディングス	58,100	3,515,000	204,221,500
ハローズ	8,000	3,880,000	31,040,000
物語コーポレーション	500	3,380,000	1,690,000
良品計画	51,800	4,091,000	211,913,800
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	30,900	4,379,000	135,311,100
三菱U F J フィナンシャル・グループ	292,200	1,964,500	574,026,900
みずほフィナンシャルグループ	91,900	4,288,000	394,067,200
S B I ホールディングス	7,700	4,389,000	33,795,300
第一生命ホールディングス	48,600	4,242,000	206,161,200
東京海上ホールディングス	57,000	5,213,000	297,141,000
プレミアグループ	46,800	2,625,000	122,850,000
日本駐車場開発	109,100	215,000	23,456,500
カカクコム	4,400	2,453,500	10,795,400
ラウンドワン	122,600	1,349,000	165,387,400
リゾートトラスト	19,400	3,266,000	63,360,400
リクルートホールディングス	39,400	10,955,000	431,627,000
ベルシステム24ホールディングス	5,800	1,268,000	7,354,400
ストライク	500	3,705,000	1,852,500
ベイカレント	17,700	6,625,000	117,262,500
大栄環境	39,300	2,834,000	111,376,200
I N F O R I C H	5,100	4,395,000	22,414,500
共立メンテナンス	1,000	3,100,000	3,100,000
合 計	3,724,000		11,861,976,670

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（D号）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年1月30日現在)

資産の部

流動資産

預金	29,174,638
金銭信託	170,074
コール・ローン	34,456,948
株式	3,341,596,537
未収入金	59,488,915
未収配当金	1,294,825
流動資産合計	3,466,181,937
資産合計	3,466,181,937

負債の部

流動負債

未払金	57,941,466
流動負債合計	57,941,466
負債合計	57,941,466

純資産の部

元本等

元本	543,029,683
剩余金	
剩余金又は欠損金（△）	2,865,210,788
元本等合計	3,408,240,471
純資産合計	3,408,240,471
負債純資産合計	3,466,181,937

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年1月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	543,029,683口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6,2763円 (1万口当たりの純資産額 62,763円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p>

	<p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年1月31日

至 2025年1月30日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな
いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年1月30日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	623, 591, 001 円
同期中における追加設定元本額	15, 997, 339 円
同期中における一部解約元本額	96, 558, 657 円
2025年1月30日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30（安定型）	48, 504, 118 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50（標準型）	217, 110, 907 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）	277, 414, 658 円
合 計	543, 029, 683 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

通 貨	銘 柄	株 数	評価額		備 考
			単 價	金 額	
アメリカ・ ドル	EOG RESOURCES INC	1, 257	130. 230	163, 699. 11	
	WILLIAMS COS INC	4, 692	55. 330	259, 608. 36	
	AVERY DENNISON CORP	1, 002	192. 910	193, 295. 82	
	ECOLAB INC	674	246. 930	166, 430. 82	
	CARLISLE COS INC	483	389. 380	188, 070. 54	
	EATON CORP PLC	741	317. 600	235, 341. 60	
	PARKER HANNIFIN CORP	396	665. 810	263, 660. 76	
	QUANTA SERVICES INC	367	297. 800	109, 292. 60	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	471	278. 900	131, 361. 90	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	862	364. 000	313, 768. 00	
	TREX COMPANY INC	2, 104	72. 610	152, 771. 44	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	1, 149	110. 460	126, 918. 54	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1, 314	127. 060	166, 956. 84	
	CINTAS CORP	976	198. 560	193, 794. 56	

TETRA TECH INC	1, 946	37. 670	73, 305. 82	
VERALTO CORP	931	102. 850	95, 753. 35	
LULULEMON ATHLETICA INC	428	411. 160	175, 976. 48	
YETI HOLDINGS INC	3, 388	37. 740	127, 863. 12	
AIRBNB INC-CLASS A	1, 600	132. 580	212, 128. 00	
BOOKING HOLDINGS INC	67	4, 721. 860	316, 364. 62	
HOME DEPOT INC	431	413. 420	178, 184. 02	
POOL CORP	356	344. 700	122, 713. 20	
PEPSICO INC	890	150. 370	133, 829. 30	
COLGATE-PALMOLIVE CO	686	89. 570	61, 445. 02	
IDEXX LABORATORIES INC	371	418. 750	155, 356. 25	
INTUITIVE SURGICAL INC	503	572. 710	288, 073. 13	
STRYKER CORP	618	391. 070	241, 681. 26	
ELI LILLY & CO	655	804. 080	526, 672. 40	
IQVIA HOLDINGS INC	767	198. 070	151, 919. 69	
REGENERON PHARMACEUTICALS	139	687. 270	95, 530. 53	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	280	568. 230	159, 104. 40	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	420	441. 520	185, 438. 40	
ZOETIS INC	1, 239	170. 220	210, 902. 58	
BANK OF AMERICA CORP	7, 347	46. 750	343, 472. 25	
JPMORGAN CHASE & CO	1, 076	266. 580	286, 840. 08	
AMERICAN EXPRESS CO	927	315. 250	292, 236. 75	
ARES MANAGEMENT CORP - A	1, 676	193. 420	324, 171. 92	
FISERV INC	1, 455	212. 510	309, 202. 05	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	1, 454	211. 250	307, 157. 50	
MSCI INC	250	593. 050	148, 262. 50	
S&P GLOBAL INC	420	517. 220	217, 232. 40	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	2, 341	127. 870	299, 343. 67	
VISA INC-CLASS A SHARES	724	335. 880	243, 177. 12	
MARSH & MCLENNAN COS	850	219. 310	186, 413. 50	
ACCENTURE PLC-CL A	908	374. 420	339, 973. 36	
ANSYS INC	458	346. 290	158, 600. 82	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	498	397. 070	197, 740. 86	
DATADOG INC - CLASS A	958	145. 720	139, 599. 76	
FORTINET INC	3, 962	99. 330	393, 545. 46	
INTUIT INC	534	592. 990	316, 656. 66	
MICROSOFT CORP	1, 873	442. 330	828, 484. 09	
ORACLE CORP	1, 245	162. 020	201, 714. 90	
SERVICENOW INC	450	1, 143. 630	514, 633. 50	
SYNOPSYS INC	564	512. 710	289, 168. 44	
WORKDAY INC-CLASS A	568	265. 400	150, 747. 20	
AMPHENOL CORP-CL A	2, 743	69. 380	190, 309. 34	

	ARISTA NETWORKS INC	2, 452	107. 840	264, 423. 68	
	TRIMBLE INC	2, 403	74. 770	179, 672. 31	
	BROADCOM INC	1, 609	206. 350	332, 017. 15	
	NVIDIA CORP	12, 154	123. 700	1, 503, 449. 80	
	QUALCOMM INC	1, 232	171. 710	211, 546. 72	
	ALPHABET INC-CL A	6, 036	195. 410	1, 179, 494. 76	
	ALPHABET INC-CL C	715	197. 180	140, 983. 70	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	887	676. 490	600, 046. 63	
	COSTAR GROUP INC	1, 533	75. 650	115, 971. 45	
	アメリカ・ドル小計	94, 505		17, 383, 502. 79 (2, 690, 270, 892)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	12, 000	104. 600	1, 255, 200. 00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	3, 000	302. 000	906, 000. 00	
	AIA GROUP LTD	19, 400	54. 250	1, 052, 450. 00	
	香港・ドル小計	34, 400		3, 213, 650. 00 (63, 823, 089)	
イギリス・ポンド	ASHTEAD GROUP PLC	2, 146	52. 380	112, 407. 48	
	COMPASS GROUP PLC	4, 685	27. 540	129, 024. 90	
	ASTRAZENECA PLC	1, 343	112. 320	150, 845. 76	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	863	118. 250	102, 049. 75	
	AUTO TRADER GROUP PLC	18, 452	7. 830	144, 479. 16	
	イギリス・ポンド小計	27, 489		638, 807. 05 (123, 104, 507)	
スイス・フラン	SIKA AG-REG	750	231. 800	173, 850. 00	
	GALDERMA GROUP AG	1, 969	113. 720	223, 914. 68	
	LONZA GROUP AG-REG	376	579. 000	217, 704. 00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	103	1, 361. 000	140, 183. 00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	187	558. 600	104, 458. 20	
	スイス・フラン小計	3, 385		860, 109. 88 (146, 872, 363)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	1, 319	55. 800	73, 600. 20	
	KINGSPAN GROUP PLC	1, 475	68. 200	100, 595. 00	
	SAFRAN SA	1, 078	237. 700	256, 240. 60	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1, 394	237. 450	331, 005. 30	
	FERRARI NV	409	412. 300	168, 630. 70	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	247	713. 200	176, 160. 40	
	KERRY GROUP PLC-A	842	99. 500	83, 779. 00	
	L'OREAL	351	356. 350	125, 078. 85	
	ING GROEP NV	10, 436	16. 138	168, 416. 16	
	ASML HOLDING NV	262	682. 500	178, 815. 00	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	4, 851	32. 510	157, 706. 01	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	5, 652	26. 190	148, 025. 88	

ユーロ小計	28,316		1,968,053.10 (317,525,686)	
合 計	188,095		3,341,596,537 (3,341,596,537)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	65 銘柄	78.9%	80.5%
香港・ドル	株式	3 銘柄	1.9%	1.9%
イギリス・ポンド	株式	5 銘柄	3.6%	3.7%
スイス・フラン	株式	5 銘柄	4.3%	4.4%
ユーロ	株式	12 銘柄	9.3%	9.5%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド (D号)

(1) 貸借対照表

(単位 : 円)

(2025年1月30日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	227,296
コール・ローン	46,050,080
国債証券	3,490,961,260
地方債証券	650,769,900
特殊債券	158,857,660
社債券	78,986,720
未収利息	7,328,550
前払費用	1,980,162
流動資産合計	4,435,161,628
資産合計	4,435,161,628

負債の部

流動負債

未払金	5,987,700
流動負債合計	5,987,700
負債合計	5,987,700

純資産の部

元本等

元本	3,366,567,566
剩余金	

剩余金又は欠損金 (△)	1,062,606,362
元本等合計	4,429,173,928
純資産合計	4,429,173,928
負債純資産合計	4,435,161,628

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年1月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,366,567,566 口
2. 1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1,3156 円 (1万口当たりの純資産額 13,156 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券

	<p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年1月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており</p>

	<p>ます。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年1月31日
至 2025年1月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年1月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,967,191,320 円
同期中における追加設定元本額	566,306,220 円
同期中における一部解約元本額	166,929,974 円
2025年1月30日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	98,343,849 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30 (安定型)	1,041,327,407 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50 (標準型)	1,559,085,719 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70 (積極型)	667,810,591 円
合 計	3,366,567,566 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	468 2年国債	91,000,000	90,809,810	
	150 5年国債	35,000,000	34,560,050	
	154 5年国債	16,000,000	15,741,280	
	156 5年国債	166,000,000	163,466,840	

1 6 7	5年国債	170,000,000	167,013,100	
1 7 4	5年国債	78,000,000	77,408,760	
1 7 5	5年国債	87,000,000	87,080,910	
4 4 0	40年国債	4,000,000	4,020,000	
1 0	40年国債	37,000,000	25,258,790	
1 4	40年国債	30,000,000	17,714,100	
1 5	40年国債	5,000,000	3,237,800	
1 6	40年国債	13,000,000	9,175,400	
1 7	40年国債	27,000,000	24,713,370	
3 5 7	10年国債	73,000,000	70,316,520	
3 5 8	10年国債	7,000,000	6,730,220	
3 5 9	10年国債	74,000,000	70,996,340	
3 6 2	10年国債	122,000,000	116,192,800	
3 6 3	10年国債	38,000,000	36,088,220	
3 6 4	10年国債	22,000,000	20,832,680	
3 6 5	10年国債	80,000,000	75,532,000	
3 6 6	10年国債	207,000,000	196,236,000	
3 6 8	10年国債	20,000,000	18,831,400	
3 7 2	10年国債	68,000,000	66,416,960	
3 7 3	10年国債	82,000,000	78,490,400	
3 7 4	10年国債	5,000,000	4,857,350	
3 7 5	10年国債	84,000,000	83,573,280	
3 7 6	10年国債	46,000,000	44,827,000	
3 7 7	10年国債	188,000,000	187,832,680	
1 6	30年国債	4,000,000	4,480,040	
2 0	30年国債	23,000,000	25,795,650	
2 7	30年国債	5,000,000	5,608,550	
3 2	30年国債	11,000,000	11,981,750	
3 9	30年国債	19,000,000	19,182,780	
4 6	30年国債	5,000,000	4,644,500	
4 8	30年国債	38,000,000	34,442,820	
5 2	30年国債	4,000,000	2,951,280	
5 9	30年国債	38,000,000	28,409,180	
6 0	30年国債	10,000,000	7,814,400	
6 1	30年国債	3,000,000	2,224,020	
6 4	30年国債	15,000,000	10,112,700	
6 7	30年国債	110,000,000	77,005,500	
7 0	30年国債	44,000,000	31,112,840	
7 2	30年国債	1,000,000	699,890	
7 3	30年国債	6,000,000	4,179,540	
7 4	30年国債	33,000,000	24,896,850	
7 5	30年国債	24,000,000	19,508,640	

7 6	3 0 年国債	31,000,000	25,763,480	
7 8	3 0 年国債	20,000,000	16,530,200	
8 0	3 0 年国債	39,000,000	35,328,150	
8 2	3 0 年国債	49,000,000	44,262,680	
8 4	3 0 年国債	24,000,000	23,154,000	
8 5	3 0 年国債	20,000,000	20,124,600	
1 3 6	2 0 年国債	44,000,000	45,940,840	
1 4 0	2 0 年国債	77,000,000	80,967,040	
1 4 1	2 0 年国債	17,000,000	17,876,180	
1 4 5	2 0 年国債	41,000,000	43,102,890	
1 4 7	2 0 年国債	5,000,000	5,208,650	
1 4 9	2 0 年国債	127,000,000	130,874,770	
1 5 0	2 0 年国債	55,000,000	56,095,050	
1 5 3	2 0 年国債	27,000,000	27,111,510	
1 5 4	2 0 年国債	17,000,000	16,872,670	
1 5 6	2 0 年国債	41,000,000	37,122,630	
1 6 0	2 0 年国債	19,000,000	17,520,660	
1 6 2	2 0 年国債	14,000,000	12,641,440	
1 6 3	2 0 年国債	21,000,000	18,877,530	
1 6 4	2 0 年国債	40,000,000	35,320,800	
1 6 5	2 0 年国債	30,000,000	26,362,200	
1 6 6	2 0 年国債	57,000,000	51,257,250	
1 6 7	2 0 年国債	42,000,000	36,563,940	
1 6 8	2 0 年国債	52,000,000	44,398,640	
1 6 9	2 0 年国債	65,000,000	54,356,900	
1 7 0	2 0 年国債	9,000,000	7,483,770	
1 7 3	2 0 年国債	59,000,000	49,018,970	
1 7 5	2 0 年国債	37,000,000	30,905,360	
1 8 2	2 0 年国債	46,000,000	41,165,860	
1 8 3	2 0 年国債	32,000,000	30,004,160	
1 8 4	2 0 年国債	13,000,000	11,558,430	
1 8 5	2 0 年国債	40,000,000	35,422,800	
1 8 6	2 0 年国債	38,000,000	35,907,720	
1 8 9	2 0 年国債	31,000,000	31,021,700	
1 9 0	2 0 年国債	185,000,000	181,832,800	
国債証券 小計			3,490,961,260	
地方債証券	7 4 5 東京都公債	80,000,000	80,012,880	
	3 0 - 1 0 静岡県公債	100,000,000	97,738,700	
	2 5 - 5 愛知県 1 5 年	120,000,000	121,857,720	
	2 8 - 4 広島県公債	70,000,000	69,100,920	
	2 9 - 2 広島県公債	30,000,000	29,566,020	
	2 9 - 1 埼玉県公債	40,000,000	39,483,640	

	10 埼玉県20年	60,000,000	63,211,440	
	2-3 大阪市5年	70,000,000	69,769,700	
	27-2 横浜市公債	80,000,000	80,028,880	
	地方債証券 小計		650,769,900	
特殊債券	43 福祉医療機構	60,000,000	60,003,660	
	199 住宅支援機構	100,000,000	98,854,000	
	特殊債券 小計		158,857,660	
社債券	107 中日本高速道	80,000,000	78,986,720	
	社債券 小計		78,986,720	
	合 計		4,379,575,540	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（A号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年1月30日現在）

資産の部

流動資産

預金	38,387,887
金銭信託	487,493
コール・ローン	98,765,968
国債証券	8,299,193,551
地方債証券	38,574,604
社債券	348,598,080
派生商品評価勘定	62,594,473
未収入金	133,100,628
未収利息	67,365,176
前払費用	27,424,096
流動資産合計	9,114,491,956
資産合計	9,114,491,956

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	46,449,356
未払金	131,797,002
流動負債合計	178,246,358
負債合計	178,246,358

純資産の部

元本等

元本	2,560,176,058
剩余金	
剩余金又は欠損金（△）	6,376,069,540

元本等合計	8,936,245,598
純資産合計	8,936,245,598
負債純資産合計	9,114,491,956

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年1月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,560,176,058 口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.4905 円 (1万口当たりの純資産額 34,905 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年1月31日 至 2025年1月30日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年1月30日現在)
----	----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年1月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		うち	1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,411,034,732	-	1,440,936,882	29,902,150
	カナダ・ドル	19,362,375	-	19,593,700	231,325
	オーストラリア・ドル	224,144,719	-	222,726,882	△1,417,837
	シンガポール・ドル	40,171,249	-	41,487,633	1,316,384
	ニュージーランド・ドル	12,335,478	-	12,388,222	52,744
	イギリス・ポンド	263,755,871	-	264,404,633	648,762
	イスラエル・シュケル	9,944,983	-	10,350,073	405,090
	デンマーク・クローネ	17,395,377	-	17,854,329	458,952
	ノルウェー・クローネ	14,240,544	-	14,533,176	292,632
	スウェーデン・クローナ	13,935,858	-	14,462,848	526,990
	メキシコ・ペソ	59,809,022	-	60,723,664	914,642
	オフショア・人民元	366,334,320	-	370,923,970	4,589,650
	ポーランド・ズロチ	37,549,470	-	39,635,356	2,085,886
	ユーロ	690,834,656	-	691,358,225	523,569
	小計	3,180,848,654	-	3,221,379,593	40,530,939
	売建				
	アメリカ・ドル	1,504,197,697	-	1,510,718,419	△6,520,722
	カナダ・ドル	35,409,334	-	36,082,387	△673,053

	オーストラリア・ドル	342,833,201	-	342,161,531	671,670
	イギリス・ポンド	195,312,322	-	196,146,439	△834,117
	メキシコ・ペソ	107,764,697	-	107,792,516	△27,819
	オフショア・人民元	195,182,283	-	201,972,742	△6,790,459
	ユーロ	756,632,964	-	766,844,286	△10,211,322
	小計	3,137,332,498	-	3,161,718,320	△24,385,822
	合 計	6,318,181,152	-	6,383,097,913	16,145,117

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 1 月 31 日
至 2025 年 1 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていな いため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 1 月 30 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,041,112,650 円
同期中における追加設定元本額	713,436,425 円
同期中における一部解約元本額	194,373,017 円
2025 年 1 月 30 日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 30 (安定型)	174,678,905 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 50 (標準型)	292,602,451 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 70 (積極型)	167,316,762 円
三井住友・DC バランスファンド (安定型)	10,316,171 円

三井住友・DCバランスファンド（安定成長型）	21,244,658 円
三井住友・DCバランスファンド（成長型）	9,039,461 円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,884,732,230 円
SMAM・バランスファンドVA株40型（適格機関投資家専用）	205,166 円
SMAM・バランスファンドVA株60型（適格機関投資家専用）	22,946 円
SMAM・バランスファンドVA株80型（適格機関投資家専用）	17,308 円
合 計	2,560,176,058 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.5 05/31/27	1,730,000.00	1,587,638.30	
		T 0.625 05/15/30	440,000.00	362,722.80	
		T 1.125 05/15/40	2,780,000.00	1,684,124.00	
		T 1.375 10/31/28	540,000.00	485,481.60	
		T 1.375 11/15/31	250,000.00	205,282.50	
		T 1.625 05/15/26	60,000.00	58,056.60	
		T 2.25 08/15/46	900,000.00	584,226.00	
		T 2.75 02/15/28	3,610,000.00	3,454,300.70	
		T 2.875 05/15/43	430,000.00	326,898.90	
		T 3 05/15/47	850,000.00	631,473.50	
		T 3 10/31/25	150,000.00	148,602.00	
		T 3 11/15/45	1,330,000.00	1,004,615.50	
		T 3.75 08/15/41	200,000.00	176,562.00	
		T 3.875 08/15/34	1,240,000.00	1,175,954.00	
		T 4 02/15/34	1,300,000.00	1,248,676.00	
		T 4.125 07/31/31	1,070,000.00	1,051,371.30	
		T 4.125 10/31/31	490,000.00	480,895.80	
		T 4.25 02/28/31	540,000.00	535,221.00	
		T 4.25 06/30/29	3,490,000.00	3,477,017.20	
		T 4.5 02/15/44	1,360,000.00	1,301,764.80	
		T 4.5 05/15/27	4,890,000.00	4,916,797.20	
		T 4.625 05/31/31	510,000.00	515,355.00	
		アメリカ・ドル小計	28,160,000.00	25,413,036.70 (3,932,921,560)	
カナダ・ドル	CAN	CAN 1 06/01/27	640,000.00	615,468.80	
		CAN 2 12/01/51	220,000.00	167,956.80	
		CAN 3.5 03/01/34	250,000.00	256,960.00	
		CAN 4 06/01/41	300,000.00	327,045.00	

カナダ・ドル小計		1,410,000.00	1,367,430.60 (146,875,721)	
オーストラリア・ドル	ACGB 2.75 05/21/41	450,000.00	351,324.00	
	ACGB 3.75 05/21/34	180,000.00	171,975.60	
	ACGB 4.25 06/21/34	1,080,000.00	1,072,785.60	
オーストラリア・ドル小計		1,710,000.00	1,596,085.20 (154,054,144)	
シンガポール・ドル	SIGB 2.875 07/01/29	300,000.00	300,738.00	
シンガポール・ドル小計		300,000.00	300,738.00 (34,482,619)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	1,290,000.00	809,423.40	
	UKT 0.625 10/22/50	180,000.00	67,489.20	
	UKT 1.75 09/07/37	290,000.00	208,295.40	
	UKT 4.125 07/22/29	110,000.00	109,252.00	
	UKT 4.25 07/31/34	750,000.00	730,372.50	
	UKT 4.375 01/31/40	210,000.00	197,952.30	
	UKT 4.5 12/07/42	130,000.00	122,046.60	
	UKT 4.625 01/31/34	170,000.00	170,634.10	
イギリス・ポンド小計		3,130,000.00	2,415,465.50 (465,484,357)	
イスラエル・シェケル	ILGOV 2.25 09/28/28	320,000.00	298,816.00	
イスラエル・シェケル小計		320,000.00	298,816.00 (12,836,717)	
メキシコ・ペソ	MBONO 5.75 03/05/26	380,000.00	365,613.20	
	MBONO 7.5 05/26/33	4,250,000.00	3,675,485.00	
	MBONO 7.75 11/23/34	10,420,000.00	8,992,147.40	
	MBONO 8.5 11/18/38	2,300,000.00	2,012,500.00	
メキシコ・ペソ小計		17,350,000.00	15,045,745.60 (113,521,655)	
オフショア・人民元	CGB 2.28 03/25/31	4,850,000.00	5,055,785.50	
	CGB 2.67 05/25/33	3,790,000.00	4,088,273.00	
	CGB 2.75 06/15/29	18,890,000.00	19,955,962.70	
	CGB 2.88 02/25/33	3,960,000.00	4,342,417.20	
	CGB 3.39 03/16/50	1,300,000.00	1,670,539.00	
	CGB 3.72 04/12/51	2,820,000.00	3,855,673.20	
オフショア・人民元小計		35,610,000.00	38,968,650.60 (829,786,755)	
ユーロ	BGB 4.25 03/28/41	290,000.00	317,297.70	
	BKO 3.1 12/12/25	800,000.00	804,904.00	

		BTPS 1.5 04/30/45	100,000.00	65,834.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	500,000.00	501,020.00	
		BTPS 3.45 07/15/31	350,000.00	354,469.50	
		BTPS 3.5 02/15/31	720,000.00	732,657.60	
		BTPS 3.85 07/01/34	110,000.00	112,632.30	
		BTPS 5 08/01/34	170,000.00	190,155.20	
		DBR 1 05/15/38	380,000.00	307,587.20	
		DBR 2.2 02/15/34	590,000.00	575,255.90	
		DBR 2.6 05/15/41	1,720,000.00	1,675,555.20	
		FRTTR 0 05/25/32	450,000.00	360,603.00	
		FRTTR 0 11/25/29	1,320,000.00	1,155,079.20	
		FRTTR 0 11/25/31	720,000.00	588,009.60	
		FRTTR 0.75 11/25/28	70,000.00	65,088.10	
		FRTTR 2 11/25/32	910,000.00	839,556.90	
		FRTTR 2.5 05/25/43	240,000.00	202,480.80	
		FRTTR 2.75 02/25/29	320,000.00	320,044.80	
		FRTTR 3 05/25/54	160,000.00	136,561.60	
		FRTTR 3 11/25/34	240,000.00	233,788.80	
		IRISH 0.9 05/15/28	120,000.00	114,520.80	
		SPGB 0.85 07/30/37	430,000.00	319,803.90	
		SPGB 1.25 10/31/30	710,000.00	652,745.60	
		SPGB 1.4 04/30/28	360,000.00	347,450.40	
		SPGB 1.5 04/30/27	1,570,000.00	1,539,683.30	
		SPGB 2.35 07/30/33	340,000.00	322,680.40	
		SPGB 3.45 07/30/43	1,240,000.00	1,203,568.80	
		SPGB 3.5 05/31/29	1,920,000.00	1,984,972.80	
		SPGB 4.7 07/30/41	130,000.00	148,237.70	
		ユーロ小計	16,980,000.00	16,172,245.10 (2,609,230,024)	
		国債証券合計		8,299,193,551 (8,299,193,551)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONT 2.05 06/02/30	380,000.00	359,134.20	
		カナダ・ドル小計	380,000.00	359,134.20 (38,574,604)	
		地方債証券合計		38,574,604 (38,574,604)	
社債券	アメリカ・ドル	MITCO 5 07/02/29	450,000.00	453,627.00	
		MITCO 5.125 07/17/34	450,000.00	448,722.00	
		NTT 5.104 07/02/27	450,000.00	454,333.50	
		NTT 5.136 07/02/31	450,000.00	453,303.00	
		アメリカ・ドル小計	1,800,000.00	1,809,985.50	

			(280,113,356)	
オーストラリア・ドル	MIZUHO FL 08/28/29	680,000.00	709,539.20	
	オーストラリア・ドル小計	680,000.00	709,539.20 (68,484,724)	
	社債券合計		348,598,080 (348,598,080)	
	合 計		8,686,366,235 (8,686,366,235)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	22 銘柄	44.0%
	社債券	4 銘柄	3.1%
カナダ・ドル	国債証券	4 銘柄	1.6%
	地方債証券	1 銘柄	0.4%
オーストラリア・ドル	国債証券	3 銘柄	1.7%
	社債券	1 銘柄	0.8%
シンガポール・ドル	国債証券	1 銘柄	0.4%
イギリス・ポンド	国債証券	8 銘柄	5.2%
イスラエル・シェケル	国債証券	1 銘柄	0.1%
メキシコ・ペソ	国債証券	4 銘柄	1.3%
オフショア・人民元	国債証券	6 銘柄	9.3%
ユーロ	国債証券	29 銘柄	29.2%
			30.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年 大蔵省令第 59 号) ならびに同規則第 284 条、第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年總理府令第 133 号) に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期中間計算期間（2025 年 1 月 31 日から 2025 年 7 月 30 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人 により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月15日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 涉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の2025年1月31日から2025年7月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）の2025年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年1月31日から2025年7月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 (2025年1月30日現在)	第25期中間計算期間 (2025年7月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,484,240	2,307,679
コール・ローン	300,706,437	278,414,821
親投資信託受益証券	5,569,643,621	5,776,560,284
未収入金	—	1,000,000
流動資産合計	5,871,834,298	6,058,282,784
資産合計	5,871,834,298	6,058,282,784
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,091,033	7,197,569
未払受託者報酬	3,089,665	3,060,988
未払委託者報酬	37,076,419	36,732,370
その他未払費用	138,953	137,654
流動負債合計	41,396,070	47,128,581
負債合計	41,396,070	47,128,581
純資産の部		
元本等		
元本	2,178,362,236	2,159,069,683
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金（△）	3,652,075,992	3,852,084,520
（分配準備積立金）	1,994,607,114	1,851,614,177
元本等合計	5,830,438,228	6,011,154,203
純資産合計	5,830,438,228	6,011,154,203
負債純資産合計	5,871,834,298	6,058,282,784

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第24期中間計算期間 自 2024年1月31日 至 2024年7月30日	第25期中間計算期間 自 2025年1月31日 至 2025年7月30日
営業収益		
受取利息	67,104	633,404
有価証券売買等損益	439,592,934	267,596,663
営業収益合計	439,660,038	268,230,067
営業費用		
支払利息	3,297	-
受託者報酬	2,984,048	3,060,988
委託者報酬	35,809,118	36,732,370
その他費用	134,922	137,654
営業費用合計	38,931,385	39,931,012
営業利益又は営業損失（△）	400,728,653	228,299,055
経常利益又は経常損失（△）	400,728,653	228,299,055
中間純利益又は中間純損失（△）	400,728,653	228,299,055
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	37,985,742	△17,877,585
期首剩余金又は期首次損金（△）	2,905,455,691	3,652,075,992
剩余金増加額又は欠損金減少額	326,570,567	224,643,153
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	326,570,567	224,643,153
剩余金減少額又は欠損金増加額	281,359,303	270,811,265
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	281,359,303	270,811,265
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金（△）	3,313,409,866	3,852,084,520

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第25期中間計算期間 自 2025年1月31日 至 2025年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第24期 (2025年1月30日現在)	第25期中間計算期間 (2025年7月30日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,178,362,236口	2,159,069,683口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2,6765円 (1万口当たりの純資産額 26,765円)	1口当たり純資産額 2,7841円 (1万口当たりの純資産額 27,841円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期中間計算期間 (2025年7月30日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p>

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第24期 (2025年1月30日現在)	第25期中間計算期間 (2025年7月30日現在)
期首元本額	2,155,897,724円	2,178,362,236円
期中追加設定元本額	354,267,205円	142,664,891円
期中一部解約元本額	331,802,693円	161,957,444円

(参考)

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）は、「国内株式マザーファンド（D号）」、「外国株式マザーファンド（D号）」、「国内債券マザーファンド（D号）」および「外国債券マザーファンド（A号）」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド（D号）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2025年7月30日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	2,533,589
コール・ローン	305,670,154
株式	12,134,043,140
未収入金	83,302,143
未収配当金	10,089,400
流動資産合計	12,535,638,426
資産合計	12,535,638,426

負債の部

流動負債

未払金	95,745,298
未払解約金	8,785,126
流動負債合計	104,530,424
負債合計	104,530,424

純資産の部

元本等

元本	3,519,572,011
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,911,535,991
元本等合計	12,431,108,002
純資産合計	12,431,108,002
負債純資産合計	12,535,638,426

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年1月31日 至 2025年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。
(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
(3) 時価が入手できなかった有価証券

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,519,572,011口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3,5320円 (1万口当たりの純資産額 35,320円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年7月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年7月30日現在)	
開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,723,980,726円
同期中における追加設定元本額	130,783,540円

同期中における一部解約元本額	335,192,255 円
2025 年 7 月 30 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株・成長力ファンド	358,888,052 円
三井住友・ライフビュー・日本株式ファンド	948,020,331 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 30 (安定型)	175,239,164 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 50 (標準型)	607,032,763 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド 70 (積極型)	689,284,102 円
S MAM・国内株式グロースファンド (ベータニュートラル型) <適格機関投資家限定	
>	741,107,599 円
合 計	3,519,572,011 円

外国株式マザーファンド (D 号)

(1) 貸借対照表

(単位: 円)

(2025 年 7 月 30 日現在)

資産の部

流動資産	
預金	27,787,586
金銭信託	246,930
コール・ローン	29,791,397
株式	3,639,999,258
未収配当金	1,086,458
流動資産合計	3,698,911,629
資産合計	3,698,911,629

負債の部

流動負債	
未払解約金	5,000,000
流動負債合計	5,000,000
負債合計	5,000,000

純資産の部

元本等	
元本	562,469,617
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,131,442,012
元本等合計	3,693,911,629
純資産合計	3,693,911,629
負債純資産合計	3,698,911,629

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025 年 1 月 31 日 至 2025 年 7 月 30 日
-----	--

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	562,469,617口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6.5673円 (1万口当たりの純資産額 65,673円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年7月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	543,029,683 円
同期中における追加設定元本額	40,720,358 円
同期中における一部解約元本額	21,280,424 円
2025年7月30日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30 (安定型)	50,060,642 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50 (標準型)	226,166,325 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70 (積極型)	286,242,650 円
合 計	562,469,617 円

国内債券マザーファンド (D号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年7月30日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	615,731
コール・ローン	74,286,126
国債証券	3,651,031,100
地方債証券	489,496,860
特殊債券	99,046,200
社債券	78,705,520
未収入金	82,735,140
未収利息	7,656,038
前払費用	2,314,263
流動資産合計	4,485,886,978
資産合計	4,485,886,978
負債の部	
流動負債	
未払金	110,879,180
未払解約金	397,983
流動負債合計	111,277,163
負債合計	111,277,163
純資産の部	
元本等	
元本	3,431,331,477
剩余金	

剩余金又は欠損金（△）	943,278,338
元本等合計	4,374,609,815
純資産合計	4,374,609,815
負債純資産合計	4,485,886,978

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年1月31日 至 2025年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	3,431,331,477 口
2. 1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1,2749 円 (1万口当たりの純資産額 12,749 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年7月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,366,567,566 円
同期中における追加設定元本額	198,389,760 円
同期中における一部解約元本額	133,625,849 円
2025年7月30日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・日本債券ファンド	80,622,285 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30 (安定型)	1,067,487,910 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50 (標準型)	1,595,266,933 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70 (積極型)	687,954,349 円
合計	3,431,331,477 円

外国債券マザーファンド (A号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年7月30日現在)

資産の部

流動資産	
預金	46,672,539
金銭信託	537,020
コール・ローン	64,789,866
国債証券	8,530,612,502
地方債証券	38,745,548
社債券	396,342,308
派生商品評価勘定	75,258,581
未収利息	61,112,954
前払費用	38,096,402
流動資産合計	9,252,167,720
資産合計	9,252,167,720

負債の部

流動負債	
派生商品評価勘定	74,835,144
未払解約金	1,842,214
流動負債合計	76,677,358

負債合計	76,677,358
純資産の部	
元本等	
元本	2,587,728,811
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,587,761,551
元本等合計	9,175,490,362
純資産合計	9,175,490,362
負債純資産合計	9,252,167,720

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年1月31日 至 2025年7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,587,728,811 口
2. 1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3,5458 円 (1万口当たりの純資産額 35,458 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年7月30日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年7月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,734,943,149	-	1,776,170,249	41,227,100
	カナダ・ドル	194,910,894	-	196,836,153	1,925,259
	オーストラリア・ドル	293,831,917	-	298,602,110	4,770,193
	イギリス・ポンド	306,975,606	-	307,594,402	618,796
	イスラエル・シュケル	9,820,941	-	10,610,127	789,186
	ノルウェー・クローネ	2,811,318	-	2,908,409	97,091
	スウェーデン・クローナ	341,239	-	352,769	11,530
	メキシコ・ペソ	82,574,074	-	85,930,356	3,356,282
	オフショア・人民元	101,450,340	-	105,211,813	3,761,473
	ユーロ	627,121,901	-	642,361,838	15,239,937
	小計	3,354,781,379	-	3,426,578,226	71,796,847
	売建				
	アメリカ・ドル	981,879,067	-	1,007,219,390	△25,340,323
	カナダ・ドル	210,725,955	-	214,447,244	△3,721,289
	オーストラリア・ドル	229,656,725	-	236,397,349	△6,740,624
	シンガポール・ドル	17,157,492	-	17,830,471	△672,979
	ニュージーランド・ドル	13,954,014	-	14,360,397	△406,383

	イギリス・ポンド	481,426,615	-	484,264,008	△2,837,393
	デンマーク・クローネ	4,468,520	-	4,701,039	△232,519
	メキシコ・ペソ	79,820,153	-	81,739,969	△1,919,816
	ポーランド・ズロチ	5,987,800	-	6,332,795	△344,995
	ユーロ	1,282,766,467	-	1,311,923,556	△29,157,089
	小計	3,307,842,808	-	3,379,216,218	△71,373,410
	合 計	6,662,624,187	-	6,805,794,444	423,437

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年7月30日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,560,176,058 円
同期中における追加設定元本額	146,267,606 円
同期中における一部解約元本額	118,714,853 円
2025年7月30日現在の元本の内訳	
三井住友・ライフビュー・バランスファンド30 (安定型)	174,611,278 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド50 (標準型)	293,403,083 円
三井住友・ライフビュー・バランスファンド70 (積極型)	165,010,571 円
三井住友・DCバランスファンド (安定型)	9,938,206 円
三井住友・DCバランスファンド (安定成長型)	21,642,616 円
三井住友・DCバランスファンド (成長型)	9,331,172 円
三井住友・DC外国債券アクティブ	1,913,645,698 円
SMAM・バランスファンドVA株40型 (適格機関投資家専用)	146,187 円
合 計	2,587,728,811 円

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70 (積極型)

2025年8月29日現在

I 資産総額	6,123,332,056 円
II 負債総額	18,811,399 円
III 純資産総額 (I - II)	6,104,520,657 円
IV 発行済口数	2,158,053,281 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たり純資産額)	2.8287 円 (28,287 円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2025年8月29日現在

資本金の額 20億円

会社が発行する株式の総数 60,000,000株

発行済株式総数 33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

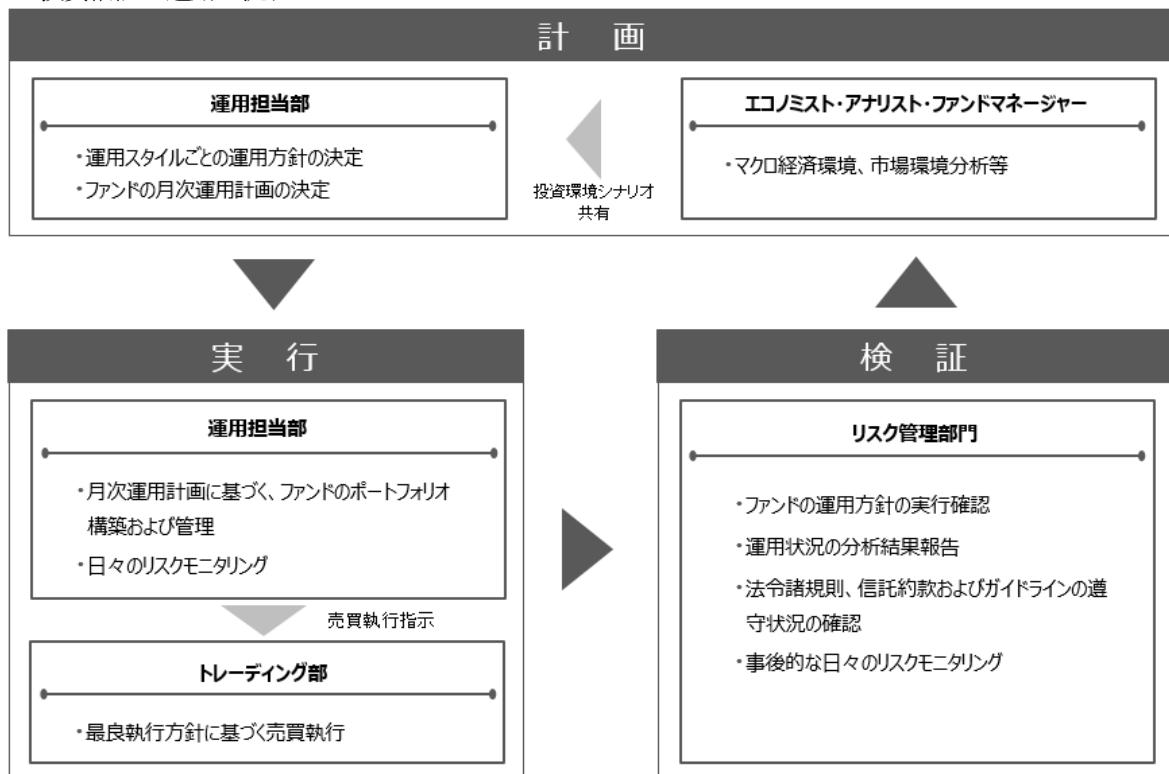
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年8月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	654	14,168,637
単位型株式投資信託	72	619,153
追加型公社債投資信託	1	22,771
単位型公社債投資信託	122	182,447
合 計	849	14,993,009

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤栄裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201	
当期変動額						
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892	
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513	
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908	
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	利益剰余金 合計					
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109	
当期変動額						
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419	
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600	
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050	
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。
当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	一千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておません（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券 ①その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券 ①その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
①その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
①その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

(注) 非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産(負債)の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとのれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—%	投資/取扱委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC 日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	—%	投資/取扱委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	—%	投信販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	—%	投信販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル3,010.50	銀行業(銀行持株会社)	—%	—	子会社株式の売却(売却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型株式投資信託

三井住友・ライフビュー・バランスファンド70（積極型）
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として国内外の株式及び公社債に投資を行うことにより、信託財産の成長を目指した運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式マザーファンド（D号）、外国株式マザーファンド（D号）、国内債券マザーファンド（D号）および外国債券マザーファンド（A号）の各受益証券を主要投資対象とします。
なお、このほか内外の株式および公社債に直接投資することもできます。

(2) 投資態度

① 以下の基本資産配分比率を基準として、各マザーファンド受益証券及び短期金融資産等に投資を行ないます。

国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期金融資産
40%	30%	15%	10%	5%

② 信託期間中は、原則として上記の基本資産配分±5%の範囲の組入比率を維持するものとし、基本資産配分と運用により変動する実際の資産構成比率との乖離は、原則として一定期間毎に見直し、上記基本資産配分に準じた構成比率に修正を行うものとします。ただし国内株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する国内株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の75%以下とします。このほか、急激な値動きにより特定の資産の構成比率と基本資産配分との乖離が5%を超えた場合には、各資産の構成比率が基本資産配分±5%の範囲に収まるよう、各資産の組入比率を調整するものとします。

③ 為替リスクのヘッジについては、為替予約等の方法により、外貨建資産を保有するマザーファンド内において適宜行なうことができるほか、当ファンドにおいて、当該マザーファンド受益証券への投資を通じた実質外貨建資産投資額（当該マザーファンドにおいて為替予約等を行っている場合には、当該マザーファンドでの為替予約等のうち当ファンドに帰属する取引相当額を差し引いた額）の範囲に限り行なうことができるものとします。

④ 資産動向、市況動向の急変等により上記の運用が困難となつた場合、暫定的に上記と異なる運用を行なう場合があります。

⑤ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なう場合があります。

(3) 投資制限

① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と

します。

- ③ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲内で行ないます。
- ⑧ スワップ取引は、約款第24条の範囲内で行ないます。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲内で行ないます。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年1月30日、ただし決算応当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針と同一の運用を行ないます。

追加型株式投資信託
『三井住友・ライフィビュー・バランスファンド70（積極型）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

- 第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項または第55条第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。ただし、第2条の信託金は委託者自らの拠出による信託とし、当該信託に係る受益権については取得申込の勧誘を行いません。

【当初の受益者】

- 第6条 この信託の追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従つて時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。
- ③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 委託者および指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および当該指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得申込みに応じができるものとします。ただし、委託者が認める場合には、1口未満の単位をもって取得の申込に応じができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者または指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 最低申込金額および申込単位は、委託者および指定販売会社において定めることができるものとします。

- ④ 受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日における委託者の自らの設定に係る受益権の価額は、1口につき1円とし、手数料を徴収しないものとします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項または第3項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

- 第15条 **〔削除〕**

【受益証券の再交付の費用】

- 第16条 **〔削除〕**

【投資の対象とする資産の種類】

- 第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
- 2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1) 為替手形

【運用の指図範囲等】

- 第18条 委託者は、信託金を、主として、三井住友D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド（D号）、外国株式マザーファンド（D号）、国内債券マザーファンド（D号）および外国債券マザーファンド（A号）（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株

引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証

券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑧ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行なうことを指図することができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第18条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプ

- ション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこのかぎりではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期

間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れの指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

- 第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限り

ではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

- 第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

- 第32条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管することができます。

【混載寄託】

- 第33条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託できるものとします。

【一括登録】

- 第34条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券売却等の指図】

- 第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

- 第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するとの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ② 前項の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第41条 この信託の計算期間は、毎年1月31日から翌年1月30日までとすることを原則とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額を上限として固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については

第47条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読替えるものとします。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について第50条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑥ 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託の都度当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等をいい、追加信託の都度、当該口数により加重平均され、収益分配の都度、調整されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第49条 受益者が収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者が認める場合は、受益者は1口未満の単位であっても一部解約の実行を請求することができるものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヶ月を下らないものとします。
- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の二分の一を超えるときは、委託者は第1項の信託契約の解約を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項乃至第5項の規定は、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合

であって、1ヵ月を下らずに第3項の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しないものとします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、その手続について第56条の規定を準用します。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② この信託は、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する事があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡する事があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は新受託者を選任します。
- ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の二分の一を超えるときは、委託者は第1項の信託約款の変更を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

【反対者の買取請求権】

- 第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【運用状況に係る情報の提供】

- 第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

- 第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

平成13年1月31日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番地
三井海上アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 紀野 和夫

受託者 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

親投資信託
国内株式マザーファンド（D号）
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第13条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国株式に投資することにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① T O P I X (東証株価指数、配当込み) をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 投資対象銘柄の選別は、以下の順序により行います。
 - 1) まず定量的スクリーニングを中心に調査対象銘柄のユニバースを定めます。
 - 2) 更にアナリストによる業界動向調査、個別企業調査等を通じた定性分析により、ボトムアップアプローチによる銘柄選定を行います。
 - 3) 具体的な銘柄選定にあたっては、「今後の成熟社会においても利益成長が可能な企業」を基本に決定します。定量的スクリーニングの対象外の銘柄であっても、アナリストによる定性分析により高利益成長が見込めると判断された銘柄については、投資対象銘柄に加える場合があります。
- ③ 上記②により選定された銘柄に対し、業種分散等に配慮して投資を行います。
- ④ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑤ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合に

は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第18条の範囲内で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第19条の範囲内で行います。

親投資信託『国内株式マザーファンド（D号）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

- 第2条 委託者は、金6.49億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条または第48条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益者】

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、これを6.49億口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託又は信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および第22条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下純資産総額といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には、同規則の定めるところによります。
- ② 第24条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には、同規則の定めるところによります。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1) 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託者は、法令、規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第12条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第15条 委託者は信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行

うことの指図をとることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をとることができます。

【先物取引等の指図】

- 第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うこととします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借り入れの指図】

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で

行うこととします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管することができます。

【混載寄託】

第27条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【一括登録】

第28条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年9月13日から翌年9月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については平成11年9月20日から平成12年9月12日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を收受しません。

【収益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第39条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。
- ③ 前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヶ月を下らないものとします。
- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託者は第1項の信託契約の解約を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。
- ⑥ 第3項乃至第5項の規定は、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合

であって、1ヵ月を下らずに第2項の書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

- ⑦ 第1項のほか、委託者は以下の事由が生じた場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
1. 委託者が解散したとき、または業務を停止したとき
 2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき。ただし第46条により他の投資信託委託会社に引き継がれる場合を除きます。
 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

- 第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

- 第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託約款の変更】

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。
- ③ 前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託者は第1項の信託約款の変更を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。
- ⑥ 監督官庁からこの信託約款の変更の命令を受けた場合には、その手続について前4項の規定を準用します。

【反対者の買取請求権】

- 第45条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【委託者の業務引継】

- 第46条 監督官庁から、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命ぜられたときは、その委託者と受託者との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【運用状況に係る情報】

- 第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第48条の3 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成11年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番地
三井海上アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 紀野 和夫

受託者 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

親投資信託
外国株式マザーファンド（D号）
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第13条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として外国の株式に投資することにより、信託財産の成長を目指した運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI - KOKUSA I 指数（配当込み、円ベース）（以下「MSCI - KOKUSA I 指数」といいます。）をベンチマークとします。MSCI - KOKUSA I 指数とは、MSCI インクが開発した株価指数です。
- ② MSCI - KOKUSA I 指数構成国の株式から、個別銘柄毎のアナリスト分析および計量モデルによるスクリーニング等を通じて割安成長銘柄を選定して投資することにより、MSCI - KOKUSA I 指数を上回る投資成果を目指します。
- ③ 通貨分配は原則として個別銘柄選択の結果によりますが、北米、欧州およびアジアの地域別分配については、ベンチマークと大きく乖離しないよう配慮します。
- ④ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑤ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う場合があります。

(3) 運用制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第18条の範囲内で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第19条の範囲内で行います。

親投資信託『外国株式マザーファンド（D号）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

- 第2条 委託者は、金2.38億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条または第48条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益者】

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、これを2.38億口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託又は信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および第22条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下純資産総額といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には、同規則の定めるところによります。
- ② 第24条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には、同規則の定めるところによります。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1) 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、法令、規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第12条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第15条 委託者は信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内

とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

- 第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うこととします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借り入れの指図】

- 第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うこととします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管することができます。

【混載寄託】

第27条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【一括登録】

第28条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第34条 この信託の計算期間は、毎年9月13日から翌年9月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については平成11年9月20日から平成12年9月12日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

- 第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

- 第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を收受しません。

【収益の留保】

- 第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

- 第39条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

- 第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。
- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。
- ③ 前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託者は第1項の信託契約の解約を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。
- ⑥ 第3項乃至第5項の規定は、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずに第2項の書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 第1項のほか、委託者は以下の事由が生じた場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させま

す。

1. 委託者が解散したとき、または業務を停止したとき
2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき。ただし第46条により他の投資信託委託会社に引き継がれる場合を除きます。
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

- 第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

- 第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託約款の変更】

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。
- ③ 前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託者は第1項の信託約款の変更を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。
- ⑥ 監督官庁からこの信託約款の変更の命令を受けた場合には、その手続について前4項の規定を準用します。

【反対者の買取請求権】

- 第45条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【委託者の業務引継】

- 第46条 監督官庁から、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命ぜられたときは、その委託者と受託者との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【運用状況に係る情報】

- 第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

- 第48条の3 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載しま

す。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成11年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番地
三井海上アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 紀野 和夫

受託者 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

親投資信託
国内債券マザーファンド（D号）
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第13条に基づき委託者が定める運用の基本方針は以下の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債に投資することにより、信託財産の安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ノムラ・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合（以下「NOMURA-BPI総合」といいます。）をベンチマークとし、主としてデュレーションと残存構成の調整によりベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② デュレーションと残存構成の調整は、景気動向・物価上昇率等のマクロ経済要因のほか、為替・海外金利等の市場外部要因や債券市場の需給動向を含めた投資環境分析に基づいて行います。
- ③ 投資対象は、原則としてA格相当（格付けは原則として、S&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得します。）以上の格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮して組入銘柄を選定します。
- ④ 公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑤ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第17条の範囲内で行います。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲内で行います。

親投資信託『国内債券マザーファンド（D号）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託（親投資信託）であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

- 第2条 委託者は、金7.57億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条または第47条第2項による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益者】

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、これを7.57億口として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託又は信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および第21条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下純資産総額といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には、同規則の定めるところによります。
- ② 第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には、同規則の定めるところによります。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - 1) 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。以下同じ。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧ 委託者は、法令、規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第12条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第15条 委託者は信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【先物取引等の指図】

- 第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

- 第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図することができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）

までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うこととします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借り入れの指図】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うこととします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借り入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借り入れにかかる品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等、法令により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② この保管にかかる費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【有価証券の保管】

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管することができます。

【混載寄託】

第26条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託することができるものとします。

【一括登録】

第27条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、

株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年9月13日から翌年9月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間については平成11年9月20日から平成12年9月12日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては信託報酬を收受しません。

【収益の留保】

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第38条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を記載した書面をこの信託契約に係るすべての受益者に対して交付します。
- ③ 前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヵ月を下らないものとします。

- ④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託者は第1項の信託契約の解約を行わないものとします。
- ⑤ 委託者は、前項によりこの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

- ⑥ 第3項乃至第5項の規定は、信託財産の状況に照らし、真に止むを得ない事情が生じている場合であって、1ヵ月を下らずに第2項の書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 第1項のほか、委託者は以下の事由が生じた場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を停止したとき

2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき。ただし第45条により他の投資信託委託会社に引き継がれる場合を除きます。

3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払いの時期】

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に対して支払います。

【信託約款の変更】

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

③ 前項の書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、この期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託者は第1項の信託約款の変更を行わないものとします。

⑤ 委託者は、前項によりこの信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を記載した書面をこの信託約款に係るすべての受益者に対して交付します。

⑥ 監督官庁からこの信託約款の変更の命令を受けた場合には、その手続について前4項の規定を準用します。

【反対者の買取請求権】

第44条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の期間内に委託者に異議を述べた受益者は、受託者に自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨の請求をすることができます。

【委託者の業務引継】

第45条 監督官庁から、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命ぜられたときは、その委託者と受託者との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【運用状況に係る情報】

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第47条の3 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成11年9月20日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番地
三井海上アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 紀野 和夫

受託者 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

追加型証券投資信託
外国債券マザーファンド（A号）
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第11条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の公社債に分散投資することにより、安定した成長と収益の確保を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークに対し同程度のリスクで安定的に上回るリターンを目指します。
- ② 投資対象は欧米の主要格付機関からA格以上の格付を取得している公社債を主としますが、信用リスクや利回り格差等を考慮して、A格未満の格付の公社債を信託財産の純資産総額の5%以内で組入れることもあります。
- ③ 実際の運用にあたっては、マクロ経済分析や市場分析による金利予測に基づいて、市場配分、デュレーション、満期構成を決定し、ベンチマークとの乖離が主要な超過収益となるアクティブ運用を行います。ただし、ベンチマークとの乖離は一定の範囲内にとどめることとし、リスクをコントロールします。
また、市場毎に利回り格差や流動性を考慮して、債券種別の配分、銘柄選択においても超過収益の獲得を目指します。
- ④ 当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、資産と通貨を別々に管理しており、債券市場の見通しと通貨の見通しとの双方の観点から資産の配分比率と通貨の配分比率との間に一定の範囲内で乖離をとる場合があります。
- ⑤ 債券組入比率は原則として高位とします。ただし資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合やファンドの目的が達成されない場合があります。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受け取金利または異なる受け取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引ならびに為替先物予約を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第13条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、約款第14条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第15条の範囲で行います。

親投資信託『外国債券マザーファンド（A号）』
〔約款〕

【委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託金の限度額】

- 第2条 委託者は、金12億280万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、前項の限度額を増額することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条、第39条、第40条第1項、または第42条第2項による信託終了日までとします。

【受益者】

- 第4条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D Sアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託会社または信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については12億280万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第6条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第20条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

- 第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第9条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第9条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第13条、第14条および第15条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第10条 委託者は信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

ただし、第8号の証券および第9号の証券については株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書に投資するものを除きます。なお、第1号から第6号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる運用の指図はしません。
- ⑤ 委託者は、法令・規則等で認められた範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第10条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第11条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第12条 [削除]

【先物取引等の指図】

第13条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【スワップ取引の指図】

第14条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条

に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付の指図】

- 第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- ② 前項の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図】

- 第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借り入れの指図】

- 第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- ② 前項の指図は、当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

【特別の場合の外貨建資産への投資制限】

第19条 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と信託財産に係る売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するために外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

【保管業務の委任】

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第21条の1 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管することができます。

【混藏寄託】

第22条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混藏寄託することができるものとします。

【一括登録】

第23条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるとき

は、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第29条 この信託の計算期間は、毎年12月16日から翌年12月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は、平成12年4月3日から平成12年12月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間は開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第30条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等に関する諸費用】

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

【利益の留保】

第33条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配しません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託契約の一部解約にあっては、解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第36条 委託者は、受託者により償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

【信託の一部解約】

第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 一部解約の価額は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した価額とします。

【信託契約の解約】

第38条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第40条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は新受託者を選任します。
- ② 受託者が辞任した後、委託者が新受託者を選任できないとき、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

- 第43条の2 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により定めます。

【運用状況に係る情報】

第43条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第44条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託約款を締結します。

平成12年4月3日（信託契約締結日）

委託者 東京都千代田区大手町一丁目2番3号
三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 大瀧 昌三

受託者 東京都中央区京橋一丁目7番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎